

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（第一条関係）	1
○	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（第二条関係）	8
○	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（附則第五条関係）	59
○	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（附則第六条関係）	62
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第七条関係）	66
○	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（附則第七条関係）	67
○	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（附則第八条関係）	68
○	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（附則第九条関係）	70
○	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（附則第九条関係）	71
○	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）（附則第九条関係）	72
○	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（附則第九条関係）	73
○	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（附則第十条関係）	75
○	刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（附則第十一条関係）	77
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第十二条関係）	78
○	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（附則第十三条関係）	81
○	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第十三条関係）	82
○	特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（附則第十三条関係）	83
○	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（附則第十四条関係）	85
○	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（附則第十五条関係）	88
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十五条関係）	89
○	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（附則第十五条関係）	90
○	少年院法（平成二十六年法律第五十八号）（附則第十五条関係）	93
○	少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）（附則第十五条関係）	94
○	国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）（附則第十六条関係）	95
○	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（附則第十七条関係）	96
○	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十八条関係）	97

○ 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（附則第十九条関係）	.....	99
○ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（附則第二十条関係）	.....	100
○ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（附則第二十一条関係）	.....	101
○ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（附則第二十二条関係）	.....	103
○ 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（附則第二十三条関係）	.....	105
○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（附則第二十四条関係）	.....	106
○ 判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（附則第二十五条関係）	.....	111
○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（附則第二十六条関係）	.....	114
○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（附則第二十七条関係）	.....	117
○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（附則第二十八条関係）	.....	123
○ 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（附則第二十九条関係）	.....	125
○ 信託法（平成十八年法律第八十八号）（附則第三十条関係）	.....	127
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第三十一条関係）	.....	129
○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）（附則第三十二条関係）	.....	130

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 国際仲裁事件 民事に関する仲裁事件であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であることを含む。</p> <p>一</p> <p>ロ 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの</p> <p>ハ 外国を仲裁地とするもの</p> <p>十一の二 国際調停事件 民事に関する調停事件（民事に関するあつせん事件を含み、民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部が法</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十 (同上)</p> <p>十一 国際仲裁事件 国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であつて、当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものをいう。</p>
<p>(新設)</p>	

人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。）であつて、次のいずれかに該当するものという。

イ 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）

ロ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

十二ノ十五 （略）

（国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續の代理）

第五条の三 外国法事務弁護士は、第三条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる手續についての代理を行うことができる。

一 国際仲裁事件の手續（当該手續の進行中に仲裁人が試み、又は当事者間で行われる和解の手續を含む。）及び当該国際仲裁事件に係る仲裁合意の対象とされた民事上の紛争に関する調停の手續（あつせんの手続を含み、民間事業者によつて実施されるものに限る。）（以下「

十二ノ十五 （同上）

（国際仲裁事件の手續の代理）

第五条の三 外国法事務弁護士は、第三条から前条までの規定にかかわらず、国際仲裁事件の手續（当該手續に伴う和解の手續を含む。以下同じ。）についての代理を行うことができる。

国際仲裁事件の手続等」という。）

二 国際調停事件の手続（民間事業者によつて実施されるものに限る。以下同じ。）

（承認の基準）

第十条（略）

2 前項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に雇用され、かつ、当該弁護士、当該弁護士法人、当該外国法事務弁護士又は当該外国法事務弁護士法人に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供は、通算して二年を限度として資格取得国において外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。

3・4（略）

（弁護士法の準用等）

第五十条 弁護士法第二十三条から第三十条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。この場合において、同法第二十五条第六号中「弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人）」とあるのは「外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人）」と、「外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号

（承認の基準）

第十条（同上）

2 前項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に雇用され、かつ、当該弁護士、当該弁護士法人、当該外国法事務弁護士又は当該外国法事務弁護士法人に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供は、通算して一年を限度として資格取得国において外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。

3・4（同上）

（弁護士法の準用等）

第五十条 弁護士法第二十三条から第三十条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。この場合において、同法第二十五条第六号から第九号までの規定中「規定する法人」とあるのは「規定する法人又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人」と、同法第三十条第二項及び第四項中「営利業務従事弁護士名簿」とあるのは「営利業務従事外国法事務弁護士名簿」と読み替えるものとする。

〔第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人〕とあるのは「弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人）」と、同条第七号から第九号までの規定中「弁護士法人の社員」とあるのは「外国法事務弁護士法人の社員」と、「外国法事務弁護士法人の使用人」とあるのは「弁護士法人の使用人」と、同法第三十条第二項及び第四項中「営利業務従事弁護士名簿」とあるのは「営利業務従事外国法事務弁護士名簿」と読み替えるものとする。

2 (略)

(業務の範囲)

第五十条の五 (略)

2 外国法事務弁護士法人は、前項に規定するもののほか、国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理を行うことができる。

(業務の執行)

第五十条の八 外国法事務弁護士法人の社員は、定款で業務を執行しないものとされた場合を除き、次に掲げる業務を執行する。

一 (略)

二 国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理

2 3 4 (略)

(外国法事務弁護士の義務の規定及び弁護士法の準用等)

第五十条の十三 (略)

2 (同上)

(業務の範囲)

第五十条の五 (同上)

2 外国法事務弁護士法人は、前項に規定するもののほか、国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができる。

(業務の執行)

第五十条の八 外国法事務弁護士法人の社員は、定款で業務を執行しないものとされた場合を除き、次に掲げる業務を執行する。

一 (同上)

二 国際仲裁事件の手続についての代理

2 3 4 (同上)

(外国法事務弁護士の義務の規定及び弁護士法の準用等)

第五十条の十三 (同上)

2 弁護士法第一条、第二十一条、第二十三条の二、第二十四条、第二十七  
七条から第二十九条まで、第三十条の七、第三十条の九から第三十条の  
十一まで、第三十条の十三から第三十条の十六まで、第三十条の十七本  
文、第三十条の十八から第三十条の二十まで及び第三十条の二十二から  
第三十条の三十までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する  
。この場合において、同法第二十一条、第三十条の九、第三十条の十七  
本文、第三十条の二十六の三及び第三十条の二十七第二項中「法律事務  
所」とあるのは「事務所」と、同法第三十条の十八第四号中「社員若し  
くは使用人である弁護士又は使用人である外国法事務弁護士（以下「社  
員等」という。）」とあり、及び同法第三十条の二十中「社員等」とあ  
るのは「社員若しくは使用人である外国法事務弁護士又は使用人である  
弁護士」と、同法第三十条の二十五号中「第十一条」とあるのは「  
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二十九条」と  
、同条第六号中「第五十七条第一項第二号」とあるのは「外国弁護士に  
よる法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十二条第一項第二号」と  
、第十三条第一項」とあるのは「同法第三十条第二項」と、同法第三  
十条の二十三第一項第六号中「第五十六条又は第六十条」とあるのは「  
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十一条」と  
、同法第三十条の二十六第一項中「弁護士で」とあるのは「弁護士又は  
外国法事務弁護士で」と、同法第三十条の三十第一項中「弁護士法」  
とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法  
（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の十三第二項において準用す  
る弁護士法」と、同条第二項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護

2 弁護士法第一条、第二十一条、第二十三条の二、第二十四条、第二十  
七条から第二十九条まで、第三十条の七、第三十条の九から第三十条の  
十一まで、第三十条の十三から第三十条の十六まで、第三十条の十七本  
文、第三十条の十八から第三十条の二十まで及び第三十条の二十二から  
第三十条の三十までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する  
。この場合において、同法第二十一条、第三十条の九、第三十条の十七  
本文、第三十条の二十六の三及び第三十条の二十七第二項中「法律事務  
所」とあるのは「事務所」と、同法第三十条の十八第四号及び第三十  
条の二十中「社員等」とあるのは「社員又は使用人である外国法事務弁護  
士」と、同法第三十条の二十五号中「第十一条」とあるのは「外国  
弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二十九条」と、同  
条第六号中「第五十七条第一項第二号」とあるのは「外国弁護士による  
法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十二条第一項第二号」と、「  
第十三条第一項」とあるのは「同法第三十条第二項」と、同法第三十  
条の二十三第一項第六号中「第五十六条又は第六十条」とあるのは「外国  
弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十一条」と、同  
法第三十条の二十六第一項中「弁護士で」とあるのは「弁護士又は外国  
法事務弁護士で」と読み替えるものとする。

士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の十三第二項において準用する「弁護士法」と読み替えるものとする。

3 (略)

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十一条 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、この法律（弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士にあつては、この法律又は弁護士法）又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則（外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人に関する規定に違反し、所属弁護士会又は日本弁護士連合会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 (略)

(外国弁護士による国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續の代理)

第五十八条の二 外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であつて外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行っている者を除く。）は、弁護士法第七十二条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續についての代理を行うことができる。ただし、第五十二条第一項第二号又は同法第五十七条第一項第二号に規定する処分に相当する外国の法令による処分により業務を停止さ

3 (同上)

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十一条 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則（外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人に関する規定に違反し、所属弁護士会又は日本弁護士連合会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 (同上)

(外国弁護士による国際仲裁事件の手續の代理)

第五十八条の二 外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であつて外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行っている者を除く。）は、弁護士法第七十二条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手續についての代理を行うことができる。ただし、第五十二条第一項第二号又は同法第五十七条第一項第二号に規定する処分に相当する外国の法令による処分により業務を停止されているときは、この限り



れているときは、この限りでない。

第六十五条 第五十条第一項において準用する弁護士法第二十六条又は第五十条の十三第二項において準用する同法第三十条の二十の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第六十六条 第五十条第一項又は第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第七十条 弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の社員若しくは使用人である外国法事務弁護士若しくは使用人である弁護士が、その弁護士法人又は外国法事務弁護士法人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その弁護士法人又は外国法事務弁護士法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 三 (略)

2 (略)

でない。

第六十五条 第五十条において準用する弁護士法第二十六条又は第五十条の十三第二項において準用する同法第三十条の二十の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第六十六条 第五十条又は第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第七十条 外国法事務弁護士法人の社員又は使用人である外国法事務弁護士が、その外国法事務弁護士法人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その外国法事務弁護士法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 三 (同上)

2 (同上)

改正案	現行
<p>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 外国法事務弁護士の職務（第三条―第八条）</p> <p>第三章 外国法事務弁護士となる資格</p> <p>  第一節 法務大臣による承認（第九条―第十六条）</p> <p>  第二節 特定外国法の指定（第十七条―第二十一条）</p> <p>第四章 外国法事務弁護士の登録及び業務</p> <p>  第一節 総則（第二十二条―第二十四条）</p> <p>  第二節 外国法事務弁護士の登録</p> <p>    第一款 外国法事務弁護士名簿（第二十五条―第三十七条）</p> <p>    第二款 外国法事務弁護士登録審査会（第三十八条―第四十条）</p> <p>    第三款 弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会（第四十条―第四十四条）</p> <p>  第三節 外国法事務弁護士の権利及び義務（第四十五条―第五十五条）</p> <p>第五章 外国法事務弁護士法人（第五十六条―第六十七条）</p> <p>第六章 弁護士・外国法事務弁護士共同法人（第六十八条―第八十条）</p>	<p>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第二章 外国法事務弁護士の職務（第三条―第六条）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>  第一節 法務大臣による承認（第七条―第十五条）</p> <p>  第二節 特定外国法の指定（第十六条―第二十条）</p> <p>第四章 外国法事務弁護士の登録及び業務</p> <p>  第一節 総則（第二十一条―第二十三条）</p> <p>  第二節 外国法事務弁護士の登録</p> <p>    第一款 外国法事務弁護士名簿（第二十四条―第三十六条）</p> <p>    第二款 外国法事務弁護士登録審査会（第三十七条―第三十九条）</p> <p>    第三款 弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会（第四十条―第四十三条）</p> <p>  第三節 外国法事務弁護士の権利及び義務（第四十四条―第五十条）</p> <p>第五章 外国法事務弁護士法人（第五十条の二―第五十条の十三）（新設）</p>

第七章 他の種類の法人への変更及び他の種類の法人との合併（第八十

一条・第八十二条）

第八章 懲戒

第一節 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に対する懲戒の

処分（第八十三条―第八十七条）

第二節 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員

会（第八十八条―第九十一条）

第三節 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒（第九十二

条―第九十七条）

第九章 雑則（第九十八条―第一百四条）

第十章 罰則（第一百五条―第一百四条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができる制度を定め、かつ、その法律事務の取扱いを弁護士の例に準じて規律するとともに、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の設立を可能とする等の措置を講ずることにより、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に

（新設）

第六章 懲戒

第一節 懲戒の処分（第五十一条―第五十四条）

第二節 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員

会（第五十五条―第五十八条）

（新設）

第七章 雑則（第五十八条の二―第六十二条）

第八章 罰則（第六十三条―第七十二条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができるみちを開き、かつ、その法律事務の取扱いを弁護士の例に準じて規律する等の特別の措置を講ずることにより、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に

定めるところによる。

- 一 弁護士 (略)
- 二 弁護士法人 (略)
- 三 外国弁護士 (略)
- 四 外国法事務弁護士 第九条の規定による承認を受け、かつ、第二十条の規定による名簿への登録を受けた者をいう。
- 五 外国法事務弁護士法人 外国法に関する法律事務(外国において効力を有し、又は有した法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。第五十九条第一項において同じ。)を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、外国法事務弁護士が設立した法人をいう。
- 六 弁護士・外国法事務弁護士共同法人 弁護士法第三条に規定する業務を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、弁護士及び外国法事務弁護士が共同して設立した法人をいう。
- 七 原資格国 第九条の規定による承認を受けた者がその承認の基礎となつた外国弁護士となる資格を取得した外国をいう。
- 八 原資格国法 (略)
- 九 原資格国法に関する法律事務 (略)
- 十 特定外国 (略)
- 十一 特定外国法 (略)
- 十二 指定法 第九条の規定による承認を受けた者が第十七条第一項の規定による指定を受けた特定外国法をいう。
- 十三 指定法に関する法律事務 (略)

定めるところによる。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 外国法事務弁護士 第七条の規定による承認を受け、かつ、第二十条の規定による名簿への登録を受けた者をいう。
- 三の二 外国法事務弁護士法人 外国法に関する法律事務(外国において効力を有し、又は有した法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。第五十条の五第一項において同じ。)を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、外国法事務弁護士が設立した法人をいう。  
(新設)
- 四 原資格国 第七条の規定による承認を受けた者がその承認の基礎となつた外国弁護士となる資格を取得した外国をいう。
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)
- 九 指定法 第七条の規定による承認を受けた者が第十六条第一項の規定による指定を受けた特定外国法をいう。
- 十 (同上)

十四 国際仲裁事件 (略)

十五 国際調停事件 (略)

十六 日本弁護士連合会 (略)

十七 弁護士会 (略)

十八 国内 (略)

十九 外国法共同事業 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であつて、法律事務を行うことを目的とするものをいう。

(指定法に関する法律事務)

第五条 外国法事務弁護士は、前条の規定にかかわらず、第十七条第一項の規定による指定を受け、かつ、第三十五条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、指定法に関する法律事務を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

2 (略)

(指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務)

第六条 外国法事務弁護士は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務(当該特定外国法がその全部又は主要な部

十一 (同上)

十一の二 (同上)

十二 (同上)

十三 (同上)

十四 (同上)

十五 外国法共同事業 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であつて、法律事務を行うことを目的とするものをいう。

(指定法に関する法律事務)

第五条 外国法事務弁護士は、前条の規定にかかわらず、第十六条第一項の規定による指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、指定法に関する法律事務を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

2 (同上)

(指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務)

第五条の二 外国法事務弁護士は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務(当該特定外国法がその全部又は主要

分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。以下「特定外国法に関する法律事務」という。）を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

一〜三 (略)

四 弁護士・外国法事務弁護士共同法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である外国法事務弁護士である社員が業務を執行する場合に限る。）

2 (略)

(国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続の代理)

第七条 (略)

(弁護士法の準用等)

第八条 (略)

2 (略)

第三章 外国法事務弁護士となる資格

第一節 法務大臣による承認

(外国法事務弁護士となる資格)

な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。以下「特定外国法に関する法律事務」という。）を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

一〜三 (同上)

(新設)

2 (同上)

(国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続の代理)

第五条の三 (同上)

(弁護士法の準用等)

第六条 (同上)

2 (同上)

第三章 外国法事務弁護士となる資格

第一節 法務大臣による承認

(外国法事務弁護士となる資格)

第九条 (略)

(欠格事由)

第十条 (略)

(承認の申請)

第十一条 第九条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(承認の基準)

第十二条 (略)

一〜三 (略)

2 前項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に雇用され、かつ、当該弁護士、当該外国法事務弁護士、当該外国法事務弁護士法人又は当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供は、通算して二年を限度として資格取得国において外国弁護士として

第七条 (同上)

(欠格事由)

第八条 (同上)

(承認の申請)

第九条 第七条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

2・3 (同上)

(承認の基準)

第十条 (同上)

一〜三 (同上)

2 前項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に雇用され、かつ、当該弁護士、当該外国法事務弁護士又は当該外国法事務弁護士法人に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供は、通算して二年を限度として資格取得国において外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。

行つた職務の経験とみなす。

3・4 (略)

(承認の告示等)

第十三条 (略)

2 (略)

(承認の失効)

第十四条 承認を受けた者が、前条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して六箇月以内に、又は第三十条の規定による請求により登録の取消しを受けた日の翌日から起算して六箇月以内に、第二十六条第一項の規定による請求をしなかつたときは、その承認は、その効力を失う。

(報告等)

第十五条 法務大臣は、承認を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十二条第一項各号に掲げる基準に係る事項又は弁護士となる資格を有する者に対する原資格国における取扱いに関する事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 (略)

(承認の取消し)

第十六条 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する

3・4 (同上)

(承認の告示等)

第十一条 (同上)

2 (同上)

(承認の失効)

第十二条 承認を受けた者が、前条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して六箇月以内に、又は第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けた日の翌日から起算して六箇月以内に、第二十五条第一項の規定による請求をしなかつたときは、その承認は、その効力を失う。

(報告等)

第十三条 法務大臣は、承認を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十条第一項各号に掲げる基準に係る事項又は弁護士となる資格を有する者に対する原資格国における取扱いに関する事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 (同上)

(承認の取消し)

第十四条 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する



場合には、その承認を取り消さなければならない。

一 (略)

二 第十条において準用する弁護士法第七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第二十七条の規定により登録が拒絶されたとき。

四 第三十一条第二項の規定により登録が取り消されたとき。

2 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消すことができる。

一 第十一条第一項の承認申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

二 第十二条第一項第二号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

三 (略)

四 第十二条第一項各号に掲げる基準に係る事項について、前条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

3 (略)

4 第十二条第四項及び第十三条の規定は、前三項の規定による承認の取消しについて準用する。

(削除)

第二節 特定外国法の指定

場合には、その承認を取り消さなければならない。

一 (同上)

二 第八条において準用する弁護士法第七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第二十六条の規定により登録が拒絶されたとき。

四 第三十条第二項の規定により登録が取り消されたとき。

2 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消すことができる。

一 第九条第一項の承認申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

二 第十条第一項第二号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

三 (同上)

四 第十条第一項各号に掲げる基準に係る事項について、前条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

3 (同上)

4 第十条第四項及び第十一条の規定は、前三項の規定による承認の取消しについて準用する。

第十五条 削除

第二節 特定外国法の指定

(指定)

第十七条 (略)

2 第十二条第四項及び第十三条の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(指定の申請)

第十八条 (略)

2 前項の指定申請書には、前条第一項各号に掲げる条件のいづれかに該当することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 (略)

(指定の失効)

第十九条 承認がその効力を失い、又は取り消されたときは、指定は、その効力を失う。指定を受けた者が第十七条第二項において準用する第十三条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して六箇月以内に第十三条第一項の規定による請求をしなかつたときも、同様とする。

(報告等)

第二十条 法務大臣は、指定を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十七条第一項各号に掲げる条件に係る事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定)

第十六条 (同上)

2 第十条第四項及び第十一条の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(指定の申請)

第十七条 (同上)

2 前項の指定申請書には、前条第一項各号に掲げる条件の一に該当することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 (同上)

(指定の失効)

第十八条 承認がその効力を失い、又は取り消されたときは、指定は、その効力を失う。指定を受けた者が第十六条第二項において準用する第十三条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して六箇月以内に第十三条第一項の規定による請求をしなかつたときも、同様とする。

(報告等)

第十九条 法務大臣は、指定を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十六条第一項各号に掲げる条件に係る事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 第十五条第二項の規定は、指定に関する事務の処理について準用する。

(指定の取消し)

第二十一条 法務大臣は、指定を受けた者が第十七条第一項第一号の資格を失ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 法務大臣は、指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。

一 第十八条第一項の指定申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

二 (略)

3 第十二条第四項及び第十三条の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

#### 第四章 外国法事務弁護士の登録及び業務

##### 第一節 総則

(弁護士会及び日本弁護士連合会の目的等)

第二十二条 弁護士法第三十一条第一項、第四十一条、第四十二条第二項(同法第五十条において準用する場合を含む。)、第四十五条第二項、

第四十八条及び第四十九条の規定の適用については、外国法事務弁護士

2 第十三条第二項の規定は、指定に関する事務の処理について準用する。

(指定の取消し)

第二十条 法務大臣は、指定を受けた者が第十六条第一項第一号の資格を失ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 法務大臣は、指定を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その指定を取り消すことができる。

一 第十七条第一項の指定申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

二 (同上)

3 第十条第四項及び第十一条の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

#### 第四章 外国法事務弁護士の登録及び業務

##### 第一節 総則

(弁護士会及び日本弁護士連合会の目的等)

第二十一条 弁護士法第三十一条第一項、第四十一条及び第四十二条第二項(同法第五十条において準用する場合を含む。)並びに同法第四十五

条第二項、第四十八条及び第四十九条の規定の適用については、外国法

は弁護士と、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人は弁護士法人とみなす。

(弁護士会の会則の記載事項の特則)

第二十三条 弁護士会の会則には、弁護士法第三十三条第二項各号に掲げるもののほか、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する弁護士法第三十三条第二項第三号、第九号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

二 外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の綱紀保持に関する規定

三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒に関する規定

四 (略)

五 外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の職務に関する紛議の調停に関する規定

六 (略)

七 (略)

八 その他外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する必要な規定

(日本弁護士連合会の会則の記載事項の特則)

第二十四条 日本弁護士連合会の会則には、弁護士法第四十六条第二項各

事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、それぞれ弁護士及び弁護士法人とみなす。

(弁護士会の会則の記載事項の特則)

第二十二条 弁護士会の会則には、弁護士法第三十三条第二項各号に掲げるもののほか、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に関する弁護士法第三十三条第二項第三号、第九号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

二 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の綱紀保持に関する規定

(新設)

三 (同上)

四 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の職務に関する紛議の調停に関する規定

五 (同上)

六 (同上)

七 その他外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に関する必要な規定

(日本弁護士連合会の会則の記載事項の特則)

第二十三条 日本弁護士連合会の会則には、弁護士法第四十六条第二項各

号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項

二・三 (略)

四 外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務  
弁護士共同法人の懲戒、外国法事務弁護士懲戒委員会並びに外国法事  
務弁護士綱紀委員会に関する規定

五 その他外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国  
法事務弁護士共同法人に関する必要な規定

第二節 外国法事務弁護士の登録

第一款 外国法事務弁護士名簿

(登録)

第二十五条 (略)

2 (略)

(登録の請求等)

第二十六条 (略)

2～4 (略)

(登録の拒絶)

第二十七条 日本弁護士連合会は、登録請求をした者が、弁護士会若しく

号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前条第一号から第三号までに掲げる事項

二・三 (同上)

四 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒、外国法事務弁  
護士懲戒委員会並びに外国法事務弁護士綱紀委員会に関する規定

五 その他外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に関する必要な  
規定

第二節 外国法事務弁護士の登録

第一款 外国法事務弁護士名簿

(登録)

第二十四条 (同上)

2 (同上)

(登録の請求等)

第二十五条 (同上)

2～4 (同上)

(登録の拒絶)

第二十六条 日本弁護士連合会は、登録請求をした者が、弁護士会若しく

は日本弁護士連合会の秩序若しくは信用を害するおそれがあるとき、又は次の各号のいずれかに該当し、外国法事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を拒絶することができる。

一 (略)

二 第十条において準用する弁護士法第七条第三号に規定する処分を受けた者が当該処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

(登録に関する通知)

第二十八条 (略)

(登録換えの請求等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 第二十六条第三項及び第四項並びに前二条の規定は、登録換え請求について準用する。

(登録の取消しの請求)

第三十条 (略)

(登録の取消し)

第三十一条 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

は日本弁護士連合会の秩序若しくは信用を害するおそれがあるとき、又は次の各号のいずれかに該当し、外国法事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を拒絶することができる。

一 (同上)

二 第八条において準用する弁護士法第七条第三号に規定する処分を受けた者が当該処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

(登録に関する通知)

第二十七条 (同上)

(登録換えの請求等)

第二十八条 (同上)

2 (同上)

3 第二十五条第三項及び第四項並びに前二条の規定は、登録換え請求について準用する。

(登録の取消しの請求)

第二十九条 (同上)

(登録の取消し)

第三十条 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

<p>一 第十条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 第十六条第一項第一号若しくは第二項各号のいずれかに該当することにより、又は同条第三項の規定により承認が取り消されたとき。</p> <p>五 （略）</p>	<p>一 第八条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>二・三 （同上）</p> <p>四 第十四条第一項第一号若しくは第二項各号のいずれかに該当することにより、又は同条第三項の規定により承認が取り消されたとき。</p> <p>五 （同上）</p>
<p>2 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が、第二十七条各号に掲げる事項について虚偽の申告をしていたとき、若しくは心身の故障により外国法事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき、又は第四十九条の規定に違反したときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を取り消すことができる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>2 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が、第二十六条各号に掲げる事項について虚偽の申告をしていたとき、若しくは心身の故障により外国法事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき、又は第四十八条の規定に違反したときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を取り消すことができる。</p> <p>3 （同上）</p>
<p>（登録の取消事由の報告）</p> <p>第三十二条 （略）</p>	<p>（登録の取消事由の報告）</p> <p>第三十一条 （同上）</p>
<p>（登録等の公告）</p> <p>第三十三条 （略）</p>	<p>（登録等の公告）</p> <p>第三十二条 （同上）</p>
<p>（指定法の付記の請求）</p> <p>第三十四条 （略）</p>	<p>（指定法の付記の請求）</p> <p>第三十三条 （同上）</p>
<p>2 （略）</p> <p>3 第二十六条第三項の規定は、第一項の指定法付記請求書の進達について</p>	<p>2 （同上）</p> <p>3 第二十五条第三項の規定は、第一項の指定法付記請求書の進達について</p>

て準用する。

(指定法の付記)

第三十五条 (略)

2 第二十八条の規定は、前項の規定による付記をした場合について準用する。

(指定法の付記の抹消)

第三十六条 (略)

(指定法の付記等の公告)

第三十七条 第三十三条の規定は、指定法の付記及びその付記の抹消について準用する。

第二款 外国法事務弁護士登録審査会

(設置)

第三十八条 (略)

2 外国法事務弁護士登録審査会は、日本弁護士連合会の請求により、外国法事務弁護士の登録請求、登録換え請求、第三十条の規定による登録の取消しの請求及び第三十一条第二項の規定による登録の取消しに関して必要な審査を行うものとする。

て準用する。

(指定法の付記)

第三十四条 (同上)

2 第二十七条の規定は、前項の規定による付記をした場合について準用する。

(指定法の付記の抹消)

第三十五条 (同上)

(指定法の付記等の公告)

第三十六条 第三十二条の規定は、指定法の付記及びその付記の抹消について準用する。

第二款 外国法事務弁護士登録審査会

(設置)

第三十七条 (同上)

2 外国法事務弁護士登録審査会は、日本弁護士連合会の請求により、外国法事務弁護士の登録請求、登録換え請求、第二十九条の規定による登録の取消しの請求及び第三十条第二項の規定による登録の取消しに関して必要な審査を行うものとする。



(組織)

第三十九条 (略)

2 6 (略)

7 弁護士法第五十四条の規定は外国法務弁護士登録審査会の会長について、同条第二項の規定は外国法務弁護士登録審査会の委員及び予備委員について、それぞれ準用する。

(審査手続)

第四十条 (略)

2 外国法務弁護士登録審査会は、登録請求若しくは登録換え請求の拒絶又は第三十一条第二項の規定による登録の取消しを可とする議決をする場合には、あらかじめ、当事者に対してその旨を通知し、かつ、これに関して陳述及び資料の提出をする機会を与えなければならない。

第三款 弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会

(弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 第三十条の規定による請求により登録の取消しを受けた者は、その取消しの時に、所属弁護士会及び日本弁護士連合会を退会するものとする。

(組織)

第三十八条 (同上)

2 6 (同上)

7 弁護士法第五十四条の規定は外国法務弁護士登録審査会の会長について、同条第二項の規定は外国法務弁護士登録審査会の委員及び予備委員について準用する。

(審査手続)

第三十九条 (同上)

2 外国法務弁護士登録審査会は、登録請求若しくは登録換え請求の拒絶又は第三十条第二項の規定による登録の取消しを可とする議決をする場合には、あらかじめ、当事者に対してその旨を通知し、かつ、これに関して陳述及び資料の提出をする機会を与えなければならない。

第三款 弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会

(弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会)

第四十条 (同上)

2 (同上)

3 第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けた者は、その取消しの時に、所属弁護士会及び日本弁護士連合会を退会するものとする。

第四十二条 (略)

2 第二十九条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

(会則を守る義務)

第四十三条 (略)

(外国法事務弁護士の議決権)

第四十四条 外国法事務弁護士は、所属弁護士会又は日本弁護士連合会が、第二十三条各号又は第二十四条各号に掲げる事項(弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する事項にあつては、第七十五条第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務に関するものを除く。)についての会則の制定又は改廃を審議すべき総会を招集するとき、その総会に出席し、意見を述べ、及び議決に加わることができる。

第三節 外国法事務弁護士の権利及び義務

(外国法事務弁護士の資格の表示)

第四十五条 (略)

(外国法事務弁護士の事務所)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士

第四十一条 (同上)

2 第二十八条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

(会則を守る義務)

第四十二条 (同上)

(外国法事務弁護士の議決権)

第四十三条 外国法事務弁護士は、所属弁護士会又は日本弁護士連合会が、第二十二号各号又は第二十三号各号に掲げる事項についての会則の制定又は改廃を審議すべき総会を招集するときは、その総会に出席し、意見を述べ、及び議決に加わることができる。

第三節 外国法事務弁護士の権利及び義務

(外国法事務弁護士の資格の表示)

第四十四条 (同上)

(外国法事務弁護士の事務所)

第四十五条 (同上)

2 (同上)

3 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士

、外国法事務弁護士法人、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務  
弁護士共同法人に雇用されているときは、その外国法事務弁護士、外国  
法事務弁護士法人、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士  
共同法人の事務所の名称を使用することができる。

4 外国法事務弁護士の事務所は、その外国法事務弁護士の所属弁護士会  
の地域内に設けなければならない。

5 (略)

(原資格国法及び指定法の表示)

第四十七条 (略)

2 (略)

(外国弁護士の名称等の使用)

第四十八条 (略)

2 外国法事務弁護士は、第四十六条第二項ただし書の規定により事務所  
の名称中に用いることができる場合のほか、業務を行うに際しては、同  
項各号に掲げる場合において自己の氏名又は事務所の名称に付加すると  
きに限り、所属事業体の名称を用いることができる。

(在留義務)

第四十九条 (略)

2 (略)

、外国法事務弁護士法人、弁護士又は弁護士法人に雇用されているとき  
は、その外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士又は弁護士  
法人の事務所の名称を使用することができる。

4 外国法事務弁護士事務所は、その外国法事務弁護士の所属弁護士会の  
地域内に設けなければならない。

5 (同上)

(原資格国法及び指定法の表示)

第四十六条 (同上)

2 (同上)

(外国弁護士の名称等の使用)

第四十七条 (同上)

2 外国法事務弁護士は、第四十五条第二項ただし書の規定により事務所  
の名称中に用いることができる場合のほか、業務を行うに際しては、同  
項各号に掲げる場合において自己の氏名又は事務所の名称に付加すると  
きに限り、所属事業体の名称を用いることができる。

(在留義務)

第四十八条 (同上)

2 (同上)

(権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等)

第五十条 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、自己の第三条及び第五条から第七条までに規定する業務の範囲を超える法律事務(以下「権限外法律事務」という。)の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

2・3 (略)

(外国法共同事業における不当関与の禁止)

第五十一条 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業に係る弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(弁護士の雇用及び外国法共同事業に係る届出)

第五十二条 外国法事務弁護士は、弁護士を雇用しようとするとき、又は外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならぬ。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該外国法共同事業に係る弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法

(権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等)

第四十九条 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、自己の第三条及び第五条から第五条の三までに規定する業務の範囲を超える法律事務(以下「権限外法律事務」という。)の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

2・3 (同上)

(外国法共同事業における不当関与の禁止)

第四十九条の二 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(弁護士の雇用及び外国法共同事業に係る届出)

第四十九条の三 外国法事務弁護士は、弁護士を雇用しようとするとき又は外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならぬ。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

一 (同上)

二 当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の氏名又は名称及

事務弁護士共同法人の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同  
事業において行う法律事務の範囲

2～6 (略)

7 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該雇用若しくは外国法共同事業に係る弁護士又は当該外国法共同事業に係る弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。

(外国法共同事業の表示)

第五十三条 前条第一項の規定により外国法共同事業に係る届出をした外国法事務弁護士は、次条の規定によりその事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字を使用する場合を除き、その事務所の名称に、外国法共同事業を営む旨及び当該外国法共同事業に係る弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の事務所の名称を付加しなければならない。

(外国法共同事業に係る事務所の名称の特例)

第五十四条 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の事務所については、当該外国法事務弁護士が当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人と事務所（弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。以下この条において同じ。）を共にし、かつ、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、その弁護士又

び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲

2～6 (同上)

7 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該雇用若しくは外国法共同事業に係る弁護士又は当該外国法共同事業に係る弁護士法人の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。

(外国法共同事業の表示)

第四十九条の四 前条第一項の規定により外国法共同事業に係る届出をした外国法事務弁護士は、次条の規定によりその事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字を使用する場合を除き、その事務所の名称に、外国法共同事業を営む旨及び当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を付加しなければならない。

(外国法共同事業に係る事務所の名称の特例)

第四十九条の五 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の事務所については、当該外国法事務弁護士が当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人と事務所（弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。以下この条において同じ。）を共にし、かつ、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、その弁護

は弁護士法人の事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第四十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これと同一の名称を使用することができる。

(弁護士法の準用等)

第五十五条 弁護士法第二十三条から第三十条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。この場合において、同法第二十五条第六号中「弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人）」とあるのは「外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第五号に規定する外国法事務弁護士法人」と、「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）」とあるのは「同法」と、「外国法事務弁護士法人（同条第五号に規定する外国法事務弁護士法人」とあるのは「弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人）」と、同条第七号から第九号までの規定中「弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員」とあるのは「外国法事務弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員」と、「外国法事務弁護士法人の使用人」とあるのは「弁護士法人の使用人」と、同法第三十条第二項及び第四項中「営利業務従事弁護士名簿」とあるのは「営利業務従事外国法事務弁護士名簿」と読み替えるものとする。

2 (略)

第五章 外国法事務弁護士法人

士又は弁護士法人の事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第四十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これと同一の名称を使用することができる。

(弁護士法の準用等)

第五十条 弁護士法第二十三条から第三十条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。この場合において、同法第二十五条第六号中「弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人）」とあるのは「外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人」と、「外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人」とあるのは「弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人）」と、同条第七号から第九号までの規定中「弁護士法人の社員」とあるのは「外国法事務弁護士法人の社員」と、「外国法事務弁護士法人の使用人」とあるのは「弁護士法人の使用人」と、同法第三十条第二項及び第四項中「営利業務従事弁護士名簿」とあるのは「営利業務従事外国法事務弁護士名簿」と読み替えるものとする。

2 (同上)

第五章 外国法事務弁護士法人

(設立)

第五十六条 (略)

(名称)

第五十七条 (略)

(社員の資格)

第五十八条 (略)

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第八十三条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第八十三条の規定により外国法事務弁護士法人が除名され、又は外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年（外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

三 第九十二条又は第九十四条の規定により弁護士・外国法事務弁護士

共同法人が除名され、又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内に当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の外国法事務弁護士である社員であつた者でその処分を受けた日から三年（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該

(設立)

第五十条の二 (同上)

(名称)

第五十条の三 (同上)

(社員の資格)

第五十条の四 (同上)

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第五十一条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第五十一条の規定により外国法事務弁護士法人が除名され、又は外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年（外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

(新設)

業務の停止の期間)を経過しないもの

(業務の範囲)

第五十九条 (略)

2 (略)

(設立の手續)

第六十条 (略)

2 弁護士法第三十条の八第二項及び第三項の規定は、外国法事務弁護士法人の定款について準用する。この場合において、同項第三号中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同項第五号中「住所」とあるのは「住所、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第二条第八号に規定する原資格国法、同条第十二号に規定する指定法」と読み替えるものとする。

(弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会)

第六十一条 (略)

2 第四十二条第一項及び弁護士法第三十六条の二第二項から第七項までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同条第二項中「の会員となる」とあるのは「に入会するものとする」と読み替えるものとする。

(業務の範囲)

第五十条の五 (同上)

2 (同上)

(設立の手續)

第五十条の六 (同上)

2 弁護士法第三十条の八第二項及び第三項の規定は、外国法事務弁護士法人の定款について準用する。この場合において、同項第三号中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同項第五号中「住所」とあるのは「住所、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第五号に規定する原資格国法、同条第九号に規定する指定法」と読み替えるものとする。

(弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会)

第五十条の七 (同上)

2 第四十一条第一項及び弁護士法第三十六条の二第二項から第七項までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同条第二項中「の会員となる」とあるのは「に入会するものとする」と読み替えるものとする。



(業務の執行)

第六十二条 (略)

2 業務を執行する社員は、前項に規定するもののほか、指定を受け、かつ、第三十五条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

3 業務を執行する社員は、前二項に規定するもののほか、第六条第一項各号に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、特定外国法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

4 (略)

(社員の資格の表示)

第六十三条 (略)

(事務所)

第六十四条 (略)

2 第四十六条第二項及び第四項の規定は外国法事務弁護士法人の事務所について、第五十三条の規定は外国法事務弁護士法人及びその事務所に

(業務の執行)

第五十条の八 (同上)

2 業務を執行する社員は、前項に規定するもののほか、指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

3 業務を執行する社員は、前二項に規定するもののほか、第五条の二第一項各号に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、特定外国法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

4 (同上)

(社員の資格の表示)

第五十条の九 (同上)

(事務所)

第五十条の十 (同上)

2 第四十五条第二項及び第四項の規定は外国法事務弁護士法人の事務所について、第四十九条の四の規定は外国法事務弁護士法人及びその事務所に

ついで、第五十四条の規定は外国法事務弁護士法人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十六条第二項ただし書中「原資格国」とあるのは「社員の原資格国」と、「自己」とあるのは「当該社員」と、第五十四条中「外国法事務弁護士の事務所」とあるのは「外国法事務弁護士法人の主たる事務所」と、「弁護士法人にあつては」とあるのは「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人にあつては」と、「限る。以下この条において同じ」とあるのは「限る」と、「事務所の」とあるのは「事務所（弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。）の」と読み替えるものとする。

（業務の範囲を超える法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等）

第六十五条 （略）

2～4 （略）

（外国法共同事業における不当関与の禁止）

第六十六条 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業に係る弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

2 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人の社員は、当該外国法共同事業に係る弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法

所について、第四十九条の五の規定は外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、第四十五条第二項ただし書中「原資格国」とあるのは「社員の原資格国」と、「自己」とあるのは「当該社員」と、第四十九条の五中「外国法事務弁護士の事務所」とあるのは「外国法事務弁護士法人の主たる事務所」と、「弁護士法人にあつては」とあるのは「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人にあつては」と、「限る。以下この条において同じ」とあるのは「限る」と、「事務所の」とあるのは「事務所（弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。）の」と読み替えるものとする。

（業務の範囲を超える法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等）

第五十条の十一 （同上）

2～4 （同上）

（外国法共同事業における不当関与の禁止）

第五十条の十二 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

2 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人の社員は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該社

人が自ら行う法律事務であつて当該社員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(外国法事務弁護士の義務の規定及び弁護士法の準用等)

第六十七条 第四十三條並びに第五十二條第一項、第三項、第五項及び第七項の規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。

2 弁護士法第一条、第二十一条、第二十三条の二、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の七、第三十条の九から第三十条の十一まで、第三十条の十三から第三十条の十六まで、第三十条の十七本文、第三十条の十八から第三十条の二十まで及び第三十条の二十二から第三十条の三十までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同法第二十一条、第三十条の九、第三十条の十七本文、第三十条の二十六の三及び第三十条の二十七第二項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同法第三十条の十八第四号中「社員若しくは使用人である弁護士又は使用人である外国法事務弁護士（以下「社員等」という。）」とあり、及び同法第三十条の二十中「社員等」とあるのは「社員若しくは使用人である外国法事務弁護士又は使用人である弁護士」と、同法第三十条の二十二第五号中「第十一条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第三十条」と、同条第六号中「第五十七條第一項第二号」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十四條第一項第二号」と、「第十三條第一項」とあるのは「同法第三十一條第二項」と、同法第三十条の二十三第一項第六号中「第五十六條又は第六十條」とあるのは「外国弁護

員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(外国法事務弁護士の義務の規定及び弁護士法の準用等)

第五十条の十三 第四十二條並びに第四十九條の三第一項、第三項、第五項及び第七項の規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。

2 弁護士法第一条、第二十一条、第二十三条の二、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の七、第三十条の九から第三十条の十一まで、第三十条の十三から第三十条の十六まで、第三十条の十七本文、第三十条の十八から第三十条の二十まで及び第三十条の二十二から第三十条の三十までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同法第二十一条、第三十条の九、第三十条の十七本文、第三十条の二十六の三及び第三十条の二十七第二項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同法第三十条の十八第四号中「社員若しくは使用人である弁護士又は使用人である外国法事務弁護士（以下「社員等」という。）」とあり、及び同法第三十条の二十中「社員等」とあるのは「社員若しくは使用人である外国法事務弁護士又は使用人である弁護士」と、同法第三十条の二十二第五号中「第十一条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二十九條」と、同条第六号中「第五十七條第一項第二号」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十二條第一項第二号」と、「第十三條第一項」とあるのは「同法第三十條第二項」と、同法第三十条の二十三第一項第六号中「第五十六條又は第六十條」とあるのは「

士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十三条」と、同法第三十条の二十六第一項中「弁護士で」とあるのは「弁護士又は外国法事務弁護士で」と、同法第三十条の三十第一項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第六十七条第二項において準用する弁護士法」と、同条第二項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第六十七条第二項において準用する弁護士法」と読み替えるものとする。

3 (略)

第六章 弁護士・外国法事務弁護士共同法人

(設立)

第六十八条 弁護士及び外国法事務弁護士は、この章の定めるところにより、共同して、弁護士・外国法事務弁護士共同法人を設立することができる。

(名称)

第六十九条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、その名称中に弁護士・外国法事務弁護士共同法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第七十条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員は、弁護士又は外国

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十一条」と、同法第三十条の二十六第一項中「弁護士で」とあるのは「弁護士又は外国法事務弁護士で」と、同法第三十条の三十第一項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の十三第二項において準用する弁護士法」と、同条第二項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の十三第二項において準用する弁護士法」と読み替えるものとする。

3 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

法事務弁護士でなければならない。

2 次に掲げる者は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となることができない。

一 弁護士法第五十六条若しくは第六十条の規定又は第八十三条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第九十二条又は第九十四条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が除名され、又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

三 弁護士法第五十六条又は第六十条の規定により弁護士法人が除名され、又は弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年（弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

四 第八十三条の規定により外国法事務弁護士法人が除名され、又は外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年（外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

(業務の範囲)

第七十一条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、弁護士法第三条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

(新設)

(設立の手続)

第七十二条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人を設立するには、その社員にならうとする弁護士及び外国法事務弁護士が、共同して定款を定めなければならない。

(新設)

2 弁護士法第三十条の八第二項及び第三項の規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の定款について準用する。この場合において、同項第五号中「所属弁護士会」とあるのは、「所属弁護士会（外国法事務弁護士である社員にあつては、その原資格国法（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第二条第八号に規定する原資格国法をいう。）及び指定法（同条第十二号に規定する指定法をいう。）を含む。）」と読み替えるものとする。

(弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会)

第七十三条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、その成立の時に、主たる法律事務所のある地域の弁護士会（二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人が定款に記載した弁護士会）及び日本弁護士連合会に入会するものとする。

(新設)

2 第四十二条第一項及び弁護士法第三十六条の二第二項から第七項までの規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人について準用する。この場合において、同条第二項中「の会員となる」とあるのは、「に加入するものとする」と読み替えるものとする。

(業務の執行)

第七十四条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の弁護士である社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、全て業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 第六十二条の規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の外国法事務弁護士である社員の業務の執行について準用する。

(法人の代表)

第七十五条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務を執行する社員は、各自弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代表する。

2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員中特に弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。ただし、定款又は総社員の同意によつても、代表すべき社員の全員を外国法事務弁護士である社員と定めることができない。

3 弁護士である社員のみが執行することのできる業務(弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務のうち、前条第二項において準用する第六十条の規定により外国法事務弁護士である社員が執行することのできる業務以外の業務をいう。以下同じ。)については、前二項の規定にかか

(新設)

(新設)

わらず、業務を執行する社員（定款又は総社員の同意により当該弁護士  
・外国法事務弁護士共同法人を代表すべき社員を定めた場合にあつては  
、その社員）のうち弁護士である社員のみが各自弁護士・外国法事務弁  
護士共同法人を代表する。

4 弁護士法第三十条の十三第三項から第五項までの規定は、弁護士・外  
国法事務弁護士共同法人を代表する社員について準用する。

（外国法事務弁護士である社員の資格の表示）

第七十六条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、外国法事務弁護士で  
ある社員が業務を執行するに際しては、当該社員に、外国法事務弁護士  
の名称を用いさせ、かつ、その名称に原資格国の国名を付加させなけれ  
ばならない。

（新設）

（法律事務所）

第七十七条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の事務所は、法律事務所  
と称する。

（新設）

2 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、その法律事務所の名称中に当  
該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称を用いなければならない。  
3 法律事務所は、その弁護士・外国法事務弁護士共同法人の所属弁護  
士の所在地に設けなければならない。

（権限外法律事務の取扱いについての業務上の命令及び不当関与の禁止  
等）



第七十八条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の外国法事務弁護士である社員は、自己の権限外法律事務の取扱いについて、使用人である弁護士又は外国法事務弁護士に対し、業務上の命令をしてはならない。

2 前項の規定に違反してされた命令を受けて、外国法事務弁護士である社員が権限外法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが業務上の命令に従ったものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。

3 外国法事務弁護士である社員は、弁護士である社員又は弁護士若しくは外国法事務弁護士である使用人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士である社員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(弁護士の雇用に係る届出)

第七十九条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、弁護士を雇用しようとするときは、あらかじめ、当該雇用に係る弁護士の氏名及び勤務する法律事務所その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならぬ。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の規定による届出をした弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、当該届出に係る事項のうち、日本弁護士連合会の会則で定める重要な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(新設)

(新設)

3| 第一項の規定による届出をした弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、  
弁護士を雇用することをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護  
士連合会に届け出なければならない。

4| 日本弁護士連合会は、前三項の規定による届出があつたときは、当該  
届出に係る事項を当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の所属弁護士  
会及び当該雇用に係る弁護士の所属弁護士会に書面により通知しなけれ  
ばならない。

(弁護士法の準用等)

第八十条 弁護士法第一条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二、  
第二十四条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の六、第三十条  
の七、第三十条の九から第三十条の十一まで、第三十条の十四(第七項  
を除く。)、第三十条の十五から第三十条の二十まで、第三十条の二十  
二、第三十条の二十三及び第三十条の二十五から第三十条の三十までの  
規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人について準用する。この場  
合において、同法第三十条の十七中「社員」とあるのは「弁護士である  
社員」と、同法第三十条の十八第四号中「社員若しくは使用人である弁  
護士又は使用人である外国法事務弁護士(以下「社員等」という。)」  
とあり、及び同法第三十条の二十中「社員等」とあるのは「社員又は使  
用人である弁護士又は外国法事務弁護士」と、同法第三十条の十八第五  
号中「社員」とあるのは「社員(弁護士である社員のみが執行すること  
のできる業務(外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第七  
十五条第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる

(新設)

業務をいう。)に係る事件にあつては、弁護士である社員」と、同法第三十条の十九第一項中「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」とあるのは、「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人(外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第二条第五号に規定する外国法事務弁護士法人をいう。)」と、同法第三十条の二十二第四号中「第七条各号(第二号を除く。)」とあるのは「第七条各号(第二号を除く。)(外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十条において準用する場合を含む。)」と、同法第五号中「第十一条」とあるのは「第十一条又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第三十条」と、同法第六号中「まで」とあるのは「まで若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十四条第一項第二号から第四号まで」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項若しくは同法第三十一条第二項」と、同法第七号中「第三十条の三十第一項」とあるのは「第三十条の三十第一項(外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十条第一項において準用する場合を含む。)」と、同法第三十条の二十三第一項第六号中「第五十六条又は第六十条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二条又は第九十四条」と、同法第三十条の三十第一項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第八十条第一項において準用する弁護士法」と、同法第二項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十条第一項において準用する弁護士法」と読み替えるものとする。

2 | 弁護士法第七十二条並びに第七十四条第一項及び第二項の規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人には適用しない。

第七章 他の種類の法人への変更及び他の種類の法人との合併

(他の種類の法人への変更)

第八十一条 次の各号に掲げる法人は、当該各号に定める定款の変更をすることにより、弁護士・外国法事務弁護士共同法人となる。

一 | 弁護士法人 外国法事務弁護士を社員として加入させる定款の変更  
二 | 外国法事務弁護士法人 弁護士を社員として加入させる定款の変更

2 | 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める法人となる。

一 | 弁護士である社員が脱退したことにより当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員が外国法事務弁護士である社員のみとなった場合  
外国法事務弁護士法人

二 | 外国法事務弁護士である社員が脱退したことにより当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員が弁護士である社員のみとなった場合  
国法事務弁護士共同法人の社員が弁護士である社員のみとなった場合  
弁護士法人

3 | 弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人が前二項の規定により他の種類の法人となったときは、その時から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、他の種類の法人となった旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

(新設)

(新設)

(他の種類の法人との合併)

第八十二条 次の各号に掲げる法人は、総社員の同意があるときは、当該各号に定める法人と合併することができる。

一 弁護士法人 外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士  
共同法人

二 外国法事務弁護士法人 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士  
共同法人

三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人 弁護士法人又は外国法事務  
弁護士法人

2 前項の場合において、合併後存続する法人（弁護士・外国法事務  
弁護士共同法人を除く。）は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人となるも  
のとし、合併により設立する法人は、弁護士・外国法事務弁護士共同法  
人でなければならない。

3 弁護士法第三十条の二十七第二項から第四項まで、第三十条の二十八  
及び第三十条の二十九の規定は、前二項の場合について準用する。

## 第八章 懲戒

第一節 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に対する懲  
戒の処分

(懲戒事由及び懲戒権者)

(新設)

## 第六章 懲戒

第一節 懲戒の処分

(懲戒事由及び懲戒権者)

第八十三条 (略)

2 (略)

(懲戒の種類)

第八十四条 (略)

一～四 (略)

2 (略)

(懲戒の手続)

第八十五条 (略)

2～8 (略)

(弁護士法の準用)

第八十六条 弁護士法第五十七条の二第一項の規定は懲戒を受けた外国法  
事務所  
事務弁護士法人について、同法第六十二条の規定は懲戒の手続に付され  
た外国法事務所弁護士及び外国法事務所弁護士法人について、同法第六十三  
条の規定は外国法事務所弁護士及び外国法事務所弁護士の懲戒の手続に  
ついて、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十七条の二第  
一項並びに第六十二条第二項及び第四項中「法律事務所」とあるのは「  
事務所」と、同項及び同条第五項中「この章の規定の適用については」  
とあるのは「当該懲戒の手続との関係においては」と読み替えるものと  
する。

第五十一条 (同上)

2 (同上)

(懲戒の種類)

第五十二条 (同上)

一～四 (同上)

2 (同上)

(懲戒の手続)

第五十三条 (同上)

2～8 (同上)

(弁護士法の準用)

第五十四条 弁護士法第五十七条の二第一項の規定は懲戒を受けた外国法  
事務所  
事務弁護士法人について、同法第六十二条の規定は懲戒の手続に付され  
た外国法事務所弁護士及び外国法事務所弁護士法人について、同法第六十三  
条の規定は外国法事務所弁護士及び外国法事務所弁護士の懲戒の手続に  
ついて準用する。この場合において、同法第五十七条の二第一項並びに  
第六十二条第二項及び第四項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と  
、同項及び同条第五項中「この章の規定の適用については」とあるのは  
「当該懲戒の手続との関係においては」と読み替えるものとする。

(弁護士・外国法事務弁護士共同法人への種類の変更の制限)

第八十七条 懲戒の手續に付された外国法事務弁護士法人は、第八十一条

第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により弁護士・外国法事務  
弁護士共同法人に種類を変更した場合においても、この節及び次節の規  
定の適用については、懲戒の手續が終了するまで、なお種類を変更して  
いないものとみなす。

第二節 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀

委員会

(外国法事務弁護士懲戒委員会の設置)

第八十八条 (略)

2 (略)

(組織)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

4 第三十九条第四項の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の委員の任  
期について準用する。

5 (略)

6 第二項及び第三十九条第四項並びに弁護士法第六十六条の四第二項の  
規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第  
二項中「弁護士の会長又は日本弁護士連合会の会長」とあるのは、「

(新設)

第二節 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀

委員会

(外国法事務弁護士懲戒委員会の設置)

第五十五条 (同上)

2 (同上)

(組織)

第五十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 第三十八条第四項の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の委員の任  
期について準用する。

5 (同上)

6 第二項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第六十六条の四第二項の  
規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第  
二項中「弁護士の会長又は日本弁護士連合会の会長」とあるのは、「

委員長」と読み替えるものとする。

7 弁護士法第六十六条の二第四項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長、委員及び予備委員について、同法第六十六条の三第二項及び第三項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長について、それぞれ準用する。

(審査手続)

第九十条 (略)

2 (略)

3 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人、第八十条第一項の請求をした者、同条第二項の請求をした弁護士会、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

4 (略)

(外国法事務弁護士綱紀委員会の設置等)

第九十一条 (略)

2 外国法事務弁護士綱紀委員会は、第八十五条第三項の調査を行うものとする。

3～5 (略)

6 第三十九条第四項の規定は、外国法事務弁護士綱紀委員会の委員の任期について準用する。

委員長」と読み替えるものとする。

7 弁護士法第六十六条の二第四項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長、委員及び予備委員について、同法第六十六条の三第二項及び第三項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長について準用する。

(審査手続)

第五十七条 (同上)

2 (同上)

3 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人、第五十条第一項の請求をした者、同条第二項の請求をした弁護士会、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

4 (同上)

(外国法事務弁護士綱紀委員会の設置等)

第五十八条 (同上)

2 外国法事務弁護士綱紀委員会は、第五十三条第三項の調査を行うものとする。

3～5 (同上)

6 第三十八条第四項の規定は、外国法事務弁護士綱紀委員会の委員の任期について準用する。



7 (略)

8 第四項及び第三十九条第四項並びに弁護士法第七十条の五第二項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第二項中「弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

9 弁護士法第七十条の三第四項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員長、委員及び予備委員について、同法第七十条の四第二項及び第三項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員長について、それぞれ準用する。

第三節 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒

(懲戒事由及び懲戒権者)

第九十二条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 懲戒は、その弁護士・外国法事務弁護士共同法人の所属弁護士会が、これを行う。

3 弁護士会がその地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対して行う懲戒の事由は、その地域内にある従たる法律事務所に係るものに限る。

7 (同上)

8 第四項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第七十条の五第二項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第二項中「弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

9 弁護士法第七十条の三第四項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員長、委員及び予備委員について、同法第七十条の四第二項及び第三項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員長について準用する。

(新設)

(新設)

(懲戒の種類)

第九十三条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒は、次の四種とする。

一 戒告

二 二年以内の弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止又はその法律事務所業務の停止

三 退会命令（当該弁護士会の地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対するものに限る。）

四 除名（当該弁護士会の地域内に主たる法律事務所を有する弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対するものに限る。）

2 | 弁護士法第五十七条第三項及び第四項の規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒について準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十三条第一項第二号」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十三条第一項」と読み替えるものとする。

(日本弁護士連合会の懲戒)

第九十四条 日本弁護士連合会は、第九十二条第一項に規定する事案について自らその弁護士・外国法事務弁護士共同法人を懲戒することを適当と認めるときは、次項において準用する弁護士法第六十条第二項から第六項までに規定するところにより、これを懲戒することができる。

2 | 弁護士法第六十条第二項から第六項までの規定は、弁護士・外国法事

(新設)

(新設)

務弁護士共同法人に対する懲戒の手続について準用する。この場合において、同条第三項から第六項までの規定中「対象弁護士等」とあるのは、「懲戒の手続に付された弁護士・外国法事務弁護士共同法人」と読み替えるものとする。

(弁護士法の準用)

第九十五条 弁護士法第五十七条の二の規定は懲戒を受けた弁護士・外国法事務弁護士共同法人について、同法第五十八条の規定は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒の請求、調査及び審査について、同法第五十九条の規定は懲戒を受けた弁護士・外国法事務弁護士共同法人の審査請求に対する裁決について、同法第六十二条の規定は懲戒の手続に付された弁護士・外国法事務弁護士共同法人について、同法第六十三条の規定は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒の手続について、同法第六十四条から第六十四条の五までの規定は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒の請求をした者による異議の申出及び異議の審査等について、同法第六十四条の六及び第六十四条の七の規定は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒の処分のお知らせ等について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十七条の二第二項中「前条第二項第三号」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十三条第一項第三号」と、同法第五十八条第三項中「対象弁護士等（懲戒の手続に付された弁護士又は弁護士法人をいう。以下同じ。）」とあり、並びに同条第四項から第六項まで並びに同法第六十四条第一項、第六十四条の二第二項及び第四項、第六十四条の五第二

(新設)

項から第四項まで、第六十四条の六並びに第六十四条の七中「対象弁護士等」とあるのは「懲戒の手續に付された弁護士・外国法事務弁護士共同法人」と、同法第五十九条第一項中「第五十六条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二条」と、同条第三項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九十五条において準用する弁護士法」と、同法第六十二条第四項及び第五項中「この章の規定の適用については」とあるのは「当該懲戒の手續との関係においては」と読み替えるものとする。

（弁護士会及び日本弁護士連合会の懲戒委員会の審査等）

第九十六条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する弁護士法第六十五条第二項、第六十七条、第七十条第二項及び第三項、第七十条の七、第七十一条第二項並びに第七十一条の六の規定の適用については、同法第六十五条第二項中「弁護士又は弁護士法人」とあるのは「弁護士・外国法事務弁護士共同法人（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第二条第六号に規定する弁護士・外国法事務弁護士共同法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六十七条第一項及び第三項、第七十条の七、第七十一条第二項並びに第七十一条の六中「対象弁護士等」とあるのは「懲戒の手續に付された弁護士・外国法事務弁護士共同法人」と、同法第六十七条第二項中「審査を受ける弁護士又は審査を受ける弁護士法人」とあるのは「審査を受ける弁護士・外国法事務弁護士共同法人」と、同項中「弁護士又は弁護士法人」とあり、並びに同法第七十条第二

（新設）

項及び第三項中「弁護士及び弁護士法人」とあるのは「弁護士・外国法  
事務弁護士共同法人」と、同条第二項中「第五十八条第二項」とあるの  
は「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十五条にお  
いて準用する第五十八条第二項」と、同項及び同条第三項中「第七十一  
条の六第二項」とあるのは「同法第九十六条の規定により読み替えて適  
用する第七十一条の六第二項」と、同項中「第六十条第二項」とあるの  
は「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十四条第二  
項において準用する第六十条第二項」と、「第六十四条の二第一項」と  
あるのは「同法第九十五条において準用する第六十四条の二第一項」と  
する。

（外国法事務弁護士法人への種類の変更の制限）

第九十七条 懲戒の手續に付された弁護士・外国法事務弁護士共同法人は  
、第八十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により外国法  
事務弁護士法人に種類を変更した場合においても、この節の規定の適用  
については、懲戒の手續が終了するまで、なお種類を変更していないも  
のとみなす。

## 第九章 雑則

（外国弁護士による国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續の代  
理）

第九十八条 外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であつて

（新設）

## 第七章 雑則

（外国弁護士による国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續の代  
理）

第五十八条の二 外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であ

外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行っている者を除く。）は、弁護士法第七十二条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理を行うことができる。ただし、第八十四条第一項第二号又は同法第五十七条第一項第二号に規定する処分に相当する外国の法令による処分により業務を停止されているときは、この限りでない。

（行政不服審査法の適用除外）

第九十九条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第四節の規定は、法務大臣が第十二条第四項（第十六条第四項、第十七条第二項及び第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により日本弁護士連合会の意見を聴いて行つた承認に関する処分、第十六条第一項から第三項までの規定による承認の取消しの処分、指定に関する処分及び第二十一条第一項又は第二項の規定による指定の取消しの処分についての審査請求については、適用しない。

（行政手続法の適用除外）

第百条 （略）

（審査請求の制限）

第百一条 （略）

つて外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行っている者を除く。）は、弁護士法第七十二条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理を行うことができる。ただし、第五十二条第一項第二号又は同法第五十七条第一項第二号に規定する処分に相当する外国の法令による処分により業務を停止されているときは、この限りでない。

（行政不服審査法の適用除外）

第五十八条の三 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第四節の規定は、法務大臣が第十条第四項（第十四条第四項、第十六条第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により日本弁護士連合会の意見を聴いて行つた承認に関する処分、第十四条第一項から第三項までの規定による承認の取消しの処分、指定に関する処分及び第二十条第一項又は第二項の規定による指定の取消しの処分についての審査請求については、適用しない。

（行政手続法の適用除外）

第五十八条の四 （同上）

（審査請求の制限）

第五十九条 （同上）

(訴えの提起)

第百二条 第二十七条の規定により登録を拒絶された者、第二十九条第三項において準用する第二十七条の規定により登録換えを拒絶された者、第三十一条第二項の規定により登録を取り消された者、第八十三条の規定による懲戒を受けた者又は第九十二条の規定により弁護士会がした懲戒の処分についての審査請求を却下され若しくは棄却され、若しくは第九十四条の規定により日本弁護士連合会から懲戒を受けた者は、東京高等裁判所に当該処分の取消しの訴えを提起することができる。

2 (略)

3 第九十二条の規定により弁護士会がした懲戒の処分に関しては、これについての日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

(非外国法事務弁護士の虚偽標示等の禁止)

第百三条 外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人でない者は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 (略)

3 弁護士・外国法事務弁護士共同法人でない者は、その名称中に弁護士・外国法事務弁護士共同法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(訴えの提起)

第六十条 第二十六条の規定により登録を拒絶された者、第二十八条第三項において準用する第二十六条の規定により登録換えを拒絶された者、第三十条第二項の規定により登録を取り消された者又は第五十一条の規定による懲戒を受けた者は、東京高等裁判所に当該処分の取消しの訴えを提起することができる。

2 (同上)

(新設)

(非外国法事務弁護士の虚偽標示等の禁止)

第六十一条 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人でない者は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 (同上)

(新設)

(法務省令への委任)

第百四条 (略)

第十章 罰則

第百五条 外国法事務弁護士が、業務に関し、次に掲げる法律事務を行つたときは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 国内において効力を有し、又は有した法（原資格国法若しくは指定法に含まれる条約その他の国際法又は第六条第一項の規定により特定外国法に関する法律事務を行う場合の特定外国法に含まれる条約その他の国際法を除く。）の解釈又は適用についての書面による鑑定

第百六条 (略)

2 (略)

第百七条 第五十五条第一項において準用する弁護士法第二十六条又は第六十七条第二項若しくは第八十条第一項において準用する同法第三十条の二十の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第百八条 第五十五条第一項、第六十七条第二項又は第八十条第一項において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(法務省令への委任)

第六十二条 (同上)

第八章 罰則

第六十三条 外国法事務弁護士が、業務に関し、次の各号に掲げる法律事務を行つたときは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 三 (同上)

四 国内において効力を有し、又は有した法（原資格国法若しくは指定法に含まれる条約その他の国際法又は第五条の二第一項の規定により特定外国法に関する法律事務を行う場合の特定外国法に含まれる条約その他の国際法を除く。）の解釈又は適用についての書面による鑑定

第六十四条 (同上)

2 (同上)

第六十五条 第五十条第一項において準用する弁護士法第二十六条又は第五十条の十三第二項において準用する同法第三十条の二十の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第六十六条 第五十条第一項又は第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。



第九十九条 (略)

2 (略)

第一百十条 第一百三条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第一百十一条 第六十七条第二項、第八十条第一項又は第八十二条第三項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関して、法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百十二条 弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人の社員若しくは使用人である外国法事務弁護士若しくは使用人である弁護士又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員若しくは使用人である弁護士若しくは外国法事務弁護士が、その弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

第六十七条 (同上)

2 (同上)

第六十八条 第六十一条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十九条 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関して法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十条 弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の社員若しくは使用人である外国法事務弁護士若しくは使用人である弁護士が、その弁護士法人又は外国法事務弁護士法人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その弁護士法人又は外国法事務弁護士法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第一百五條 同條の罰金刑

二 第七條（第六十七條第二項又は第八十條第一項において準用する弁護士法第三十條の二十に係る部分に限る。） 三百万円以下の罰金刑

三 第八條（第六十七條第二項又は第八十條第一項において準用する弁護士法第二十七條又は第二十八條に係る部分に限る。） 第八條の罰金刑

2 (略)

第十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六十七條第二項、第八十條第一項又は第八十二條第三項において準用する弁護士法第三十條の二十八第六項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第六十七條第二項、第八十條第一項又は第八十二條第三項において準用する弁護士法第三十條の二十八第六項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五條第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 第六十三條 同條の罰金刑

二 第六十五條（第五十條の十三第二項において準用する弁護士法第三十條の二十に係る部分に限る。） 三百万円以下の罰金刑

三 第六十六條（第五十條の十三第二項において準用する弁護士法第二十七條又は第二十八條に係る部分に限る。） 第六十六條の罰金刑

2 (同上)

第七十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第五十條の十三第二項において準用する弁護士法第三十條の二十八第六項において準用する会社法第九百四十六條第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第五十條の十三第二項において準用する弁護士法第三十條の二十八第六項において準用する会社法第九百五十一條第二項各号又は第九百五十五條第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

七十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、外国法事務弁護士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 第六十七条第二項又は第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の七第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第六十七条第二項、第八十条第一項又は第八十二条第三項において準用する弁護士法第三十条の二十八第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

三 第六十七条第二項、第八十条第一項又は第八十二条第三項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

四 定款又は第六十七条第二項若しくは第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百十五条第一項の会計帳簿若しくは第六十七条第二項若しくは第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百七十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第六十七条第二項又は第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第六十七条第二項又は第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第六十七条第二項又は第八十条第一項において準用する弁護士法第

一 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の七第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

三 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

四 定款又は第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百十五条第一項の会計帳簿若しくは第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百七十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第

三十条の三十第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

改正案	現行
<p>（職務を行ない得ない事件）</p> <p>第二十五条 弁護士は、次に掲げる事件については、その職務を行つてはならない。ただし、第三号及び第九号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法律事務所弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法律事務所弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法律事務所弁護士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの</p> <p>七 弁護士法人の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法律事務所弁護士法人の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法律事務所弁護士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくこと認められるものであつて、自らこれに関与したもの</p> <p>八 弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法律事務所弁護士法人の使用</p>	<p>（職務を行ない得ない事件）</p> <p>第二十五条 弁護士は、次に掲げる事件については、その職務を行つてはならない。ただし、第三号及び第九号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <p>一 五 （同上）</p> <p>六 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、その法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの</p> <p>七 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、その法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくこと認められるものであつて、自らこれに関与したもの</p> <p>八 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である場合に</p>

人である場合に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方から受任している事件

九 弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用人である場合に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が受任している事件（当該弁護士が自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件

（訴訟関係事務の取扱い）

第三十条の六 弁護士法人は、次に掲げる事務については、依頼者からその社員又は使用人である弁護士（以下この条において「社員等弁護士」という。）に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該弁護士法人は、依頼者に、当該弁護士法人の社員等弁護士のうちからその代理人、弁護士、付添人又は補佐人を選任させなければならない。

一 裁判所における事件（刑事に関するものを除く。）の手續についての代理又は補佐

二 刑事に関する事件の手續についての代理、刑事に関する事件における弁護士としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐

2 弁護士法人は、前項に規定する事務についても、社員等弁護士がその業務の執行に關し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、依頼者に対する損害賠償の責めを免れることはできない。

、その法人が相手方から受任している事件

九 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である場合に、その法人が受任している事件（当該弁護士が自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件

（訴訟関係事務の取扱い）

第三十条の六 弁護士法人は、次に掲げる事務については、依頼者からその社員又は使用人である弁護士（以下「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該弁護士法人は、依頼者に、当該弁護士法人の社員等のうちからその代理人、弁護士、付添人又は補佐人を選任させなければならない。

一 裁判所における事件（刑事に関するものを除く。）の手續についての代理又は補佐

二 刑事に関する事件の手續についての代理、刑事に関する事件における弁護士としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐

2 弁護士法人は、前項に規定する事務についても、社員等がその業務の執行に關し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、依頼者に対する損害賠償の責めを免れることはできない。

<p>(特定の事件についての業務の制限)</p> <p>第三十条の十八 弁護士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 社員若しくは使用人である弁護士又は使用人である外国法事務弁護士(以下「社員等」という。)が相手方から受任している事件</p> <p>五 (略)</p> <p>(懲戒事由及び懲戒権者)</p> <p>第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律(外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士にあつては、この法律又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法)又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(特定の事件についての業務の制限)</p> <p>第三十条の十八 弁護士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <p>一 三 (同上)</p> <p>四 社員等が相手方から受任している事件</p> <p>五 (同上)</p> <p>(懲戒事由及び懲戒権者)</p> <p>第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。</p> <p>2・3 (同上)</p>
<p>(特定の事件についての業務の制限)</p> <p>第三十条の十八 弁護士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <p>一 三 (同上)</p> <p>四 社員等が相手方から受任している事件</p> <p>五 (同上)</p> <p>(懲戒事由及び懲戒権者)</p> <p>第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。</p> <p>2・3 (同上)</p>	<p>(特定の事件についての業務の制限)</p> <p>第三十条の十八 弁護士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <p>一 三 (同上)</p> <p>四 社員等が相手方から受任している事件</p> <p>五 (同上)</p> <p>(懲戒事由及び懲戒権者)</p> <p>第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。</p> <p>2・3 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（職務を行ない得ない事件）</p> <p>第二十五条 弁護士は、次に掲げる事件については、その職務を行つてはならない。ただし、第三号及び第九号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第六号に規定する弁護士・外国法事務弁護士共同法人をいう。以下同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法事務弁護士法人（同条第五号に規定する外国法事務弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの</p> <p>七 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人、当該</p>	<p>（職務を行ない得ない事件）</p> <p>第二十五条 弁護士は、次に掲げる事件については、その職務を行つてはならない。ただし、第三号及び第九号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。</p> <p>一 五 （同上）</p> <p>六 弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの</p> <p>七 弁護士法人の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方の協議を受</p>



弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに参与したもの

八 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用人である場合に、当該弁護士法人、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方から受任している事件

九 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用人である場合に、当該弁護士法人、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該外国法事務弁護士法人が受任している事件（当該弁護士が自ら参与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件

（社員の資格）

第三十条の四 （略）

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一・二 （略）

三 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二条又は第九十四条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が除名され、又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止

けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに参与したもの

八 弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用人である場合に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方から受任している事件

九 弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用人である場合に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が受任している事件（当該弁護士が自ら参与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件

（社員の資格）

第三十条の四 （同上）

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一・二 （同上）

（新設）

の期間)を経過しないもの

(他の弁護士法人等への加入の禁止等)

第三十条の十九 弁護士法人の社員は、他の弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となつてはならない。

2・3 (略)

(解散)

第三十条の二十三 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一・二 (略)

三 合併(合併により当該弁護士法人が消滅する場合に限る。)

四く七 (略)

2 (略)

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律(弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員又は使用人である弁護士及び外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士にあつては、この法律又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律)又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2・3 (略)

(他の弁護士法人への加入の禁止等)

第三十条の十九 弁護士法人の社員は、他の弁護士法人の社員となつてはならない。

2・3 (同上)

(解散)

第三十条の二十三 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一・二 (同上)

三 他の弁護士法人との合併

四く七 (同上)

2 (同上)

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律(外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士にあつては、この法律又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法)又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2・3 (同上)



改正案	現行
<p>（住民訴訟）</p> <p>第二百四十二条の二（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、<u>弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは</u>、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。</p>	<p>（住民訴訟）</p> <p>第二百四十二条の二（同上）</p> <p>2～11（同上）</p> <p>12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、<u>弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは</u>、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。</p>

改正案	現行
<p>（費用等の保留命令）</p> <p>第七十五条 第九十二条第一項若しくは第九十三条第二項又は同条第一項の規定により立て替えられ、又は支弁されることとなる費用等及び弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の報酬で、その額が明らかでないものがあるときは、裁判所は、管理人に対して、基金につき相当額の保留をすることを命じなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（管理人の訴訟の追行の費用等）</p> <p>第九十三条 管理人が査定の裁判に対する異議の訴えを追行するために必要な費用等及び弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の報酬は、次項に規定する費用を除き、基金から支弁する。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（費用等の保留命令）</p> <p>第七十五条 第九十二条第一項若しくは第九十三条第二項又は同条第一項の規定により立て替えられ、又は支弁されることとなる費用等及び弁護士又は弁護士法人の報酬で、その額が明らかでないものがあるときは、裁判所は、管理人に対して、基金につき相当額の保留をすることを命じなければならない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（管理人の訴訟の追行の費用等）</p> <p>第九十三条 管理人が査定の裁判に対する異議の訴えを追行するために必要な費用等及び弁護士又は弁護士法人の報酬は、次項に規定する費用を除き、基金から支弁する。</p> <p>2～5 （同上）</p>

改正案	現行
<p>第十条の二（略）</p> <p>③ 第一項の規定にかかわらず、<u>弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法 事務弁護士共同法人を含む。次項において同じ。）</u>、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士（特許業務法人を含む。次項において同じ。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。</p> <p>④ 第一項及び前項の規定にかかわらず、<u>弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理</u></p>	<p>第十条の二（同上）</p> <p>③ 第一項の規定にかかわらず、<u>弁護士（弁護士法人を含む。次項において同じ。）</u>、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士（特許業務法人を含む。次項において同じ。）、<u>海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）</u>は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。</p> <p>④ 第一項及び前項の規定にかかわらず、<u>弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理</u></p>

しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれ  
をしなければならない。

一 弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除き、弁護士・外国法事務弁護士共同法人については外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。）

二〇五 （略）

六 弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（特許業務法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

⑤・⑥ （略）

しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれ  
をしなければならない。

一 弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。）

二〇五 （同上）

六 弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（特許業務法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

⑤・⑥ （同上）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（被審人の代理人等）</p> <p>第百八十一条 被審人は、弁護士、弁護士法人、<u>弁護士・外国法事務弁護士</u>共同法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（被審人の代理人等）</p> <p>第百八十一条 被審人は、<u>弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。</u></p> <p>2～4 (同上)</p>



○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（附則第九条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（代理人）</p> <p>第三十八条 事件関係人は、弁護士、弁護士法人、<u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>又は裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（代理人）</p> <p>第三十八条 事件関係人は、弁護士、<u>弁護士法人</u>又は裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。</p> <p>2～4 （同上）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（代理人）</p> <p>第二十三条の二 当事者は、<u>弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>又は調停委員会、仲裁委員会若しくは裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（代理人）</p> <p>第二十三条の二 当事者は、<u>弁護士、弁護士法人又は調停委員会、仲裁委員会若しくは裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。</u></p> <p>2～4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（会社事業後継者が取得した株式等又は個人事業後継者が取得した事業用資産に関する遺留分の算定に係る合意等）</p> <p>第四条 旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者は、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる。ただし、当該会社事業後継者が所有する当該特例中小会社の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える数となる場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に規定する株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時ににおける価額（弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたものに限る。）とすること。</p> <p>2 次に掲げる者は、前項第二号に規定する証明をすることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる</p>	<p>（会社事業後継者が取得した株式等又は個人事業後継者が取得した事業用資産に関する遺留分の算定に係る合意等）</p> <p>第四条 旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者は、その全員の合意をもって、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる。ただし、当該会社事業後継者が所有する当該特例中小会社の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える数となる場合は、この限りでない。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 前号に規定する株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時ににおける価額（弁護士、弁護士法人、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたものに限る。）とすること。</p> <p>2 次に掲げる者は、前項第二号に規定する証明をすることができない。</p> <p>一 三 （同上）</p> <p>四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの</p>

者のいずれかに該当するもの

3  
5  
(略)

3  
5  
(同上)

改正案	現行
<p>（欠格条項）</p> <p>第四条  次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることのできない。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十  税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）又は弁理士法（平成十二年法律第四十九号）により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。</p> <p>（登録拒否の事由）</p> <p>第三十四条の十の十  次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>十一  税理士法、弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律又は弁理士法により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四条  次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることのできない。</p> <p>一〜九 （同上）</p> <p>十  税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）又は弁理士法（平成十二年法律第四十九号）により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。</p> <p>（登録拒否の事由）</p> <p>第三十四条の十の十  次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。</p> <p>一〜十 （同上）</p> <p>十一  税理士法、弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法又は弁理士法により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。</p>

十二 (略)

(被審人の代理人及び指定職員)

第三十四条の四十三 被審人は、弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法律事務所又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

2・3 (略)

十二 (同上)

(被審人の代理人及び指定職員)

第三十四条の四十三 被審人は、弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

2・3 (同上)

改正案	現行
<p>第七十六条（略）</p> <p>② 前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、<u>弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下同じ。）</u>又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。</p> <p>③・④（略）</p>	<p>第七十六条（同上）</p> <p>② 前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、<u>弁護士、弁護士法人又は弁護士会</u>を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。</p> <p>③・④（同上）</p>

改正案	現行
<p>（合名会社等の社員の第二次納税義務）</p> <p>第十一条の二 合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社及び監査法人にあつては、無限責任社員）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。</p> <p>（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等）</p> <p>第七十二条の四十九の六 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の四十九の八までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の四十九の八において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しく</p>	<p>（合名会社等の社員の第二次納税義務）</p> <p>第十一条の二 合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社及び監査法人にあつては、無限責任社員）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。</p> <p>（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等）</p> <p>第七十二条の四十九の六 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の四十九の八までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の四十九の八において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しく</p>



は税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人をいう。以下この款及び次款において同じ。がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この項及び第三項において単に「調査」という。）を開始する日時

二〇七 （略）

2〇5 （略）

（総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等）

第四百四十四条の三十八の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第四百四十四条の三十八の四までにおいて「元売業者等」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第四百四十四条の三十八の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該元売業者等（当該元売業者等について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）以下この款において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を

は同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この款及び次款において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二〇七 （同上）

2〇5 （同上）

（総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等）

第四百四十四条の三十八の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第四百四十四条の三十八の四までにおいて「元売業者等」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第四百四十四条の三十八の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該元売業者等（当該元売業者等について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この款において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この項及び第三項において単に「調査」という。）を開始する日時

二〇七 (略)

二〇五 (略)

(総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等)

第三百九十六条の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第三百九十六条の四までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人をいう。以下この款において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この項及び第三項において単に「調査」という。）を開始する日時

二〇七 (略)

二〇五 (略)

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二〇七 (同上)

二〇五 (同上)

(総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等)

第三百九十六条の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第三百九十六条の四までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この款において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二〇七 (同上)

二〇五 (同上)

改正案	現行
<p>（非調査士等の取締り）</p> <p>第六十八条 調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）又はこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことを業とすることができない。ただし、<u>弁護士</u>、<u>弁護士法人</u>若しくは<u>弁護士・外国法事務弁護士</u>共 同法人が同項第二号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関する審査請求の手続に関するものに限る。）若しくはこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行う場合又は司法書士法第三条第二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が第三条第一項第四号若しくは第五号に掲げる事務（同法第三条第一項第八号に規定する筆界特定の手続に係るものに限る。）若しくはこれらの事務に関する第三条第一項第六号に掲げる事務を行う場合は、この限りでない。</p> <p>255 (略)</p>	<p>（非調査士等の取締り）</p> <p>第六十八条 調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）又はこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことを業とすることができない。ただし、<u>弁護士</u>若しくは<u>弁護士法人</u>が同項第二号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関する審査請求の手続に関するものに限る。）若しくはこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行う場合又は司法書士法第三条第二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が第三条第一項第四号若しくは第五号に掲げる事務（同法第三条第一項第八号に規定する筆界特定の手続に係るものに限る。）若しくはこれらの事務に関する第三条第一項第六号に掲げる事務を行う場合は、この限りでない。</p> <p>255 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人（第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人をいう。次章から第四章までにおいて同じ。  <u>。又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同</u>  <u>法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して三年以上になる者</u></p> <p>八～十 （略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。</p> <p>一～六 （同上）</p> <p>七 社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人（第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人をいう。次章から第四章までにおいて同じ。  <u>。又は弁護士若しくは</u><u>弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期</u>  <u>間</u><u>が通算して三年以上になる者</u></p> <p>八～十 （同上）</p>

改 正 案	現 行
<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第八十八条 カジノ事業者又は特定資金貸付契約に基づく債権の取立てについて当該カジノ事業者から委託を受けた者（当該者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この条において「カジノ事業者等」という。）は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをするに当たっては、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 顧客が、特定資金貸付契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由がないのに、顧客に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し顧客から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。</p>	<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第八十八条 カジノ事業者又は特定資金貸付契約に基づく債権の取立てについて当該カジノ事業者から委託を受けた者（当該者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この条において「カジノ事業者等」という。）は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをするに当たっては、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一〇八（同上）</p> <p>九 顧客が、特定資金貸付契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があった場合において、正当な理由がないのに、顧客に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し顧客から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。</p>

2  
・  
3  
(略)

十  
(略)

2  
・  
3  
(同上)

十  
(同上)

○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（附則第十四条関係）

※ 「現行」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）第六十条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（欠格条項）</p> <p>第四条  次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九  弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士の登録の消滅の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）</p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第四条  次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p> <p>一〜八 （同上）</p> <p>九  弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士の登録の消滅の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）</p>

十 (略)

(受験資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して二年以上になる者

イ 二 (略)

ホ 税理士若しくは税理士法人、弁護士、弁護士法人若しくは弁護士  
・ 外国法事務弁護士共同法人又は公認会計士若しくは監査法人の業務の補助の事務

へ (略)

二 五 (略)

二 四 (略)

(税理士業務を行う弁護士等)

第五十一条 (略)

2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第一条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十八条まで、第四十一条から第四十一条の三まで、第四十三条前段、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第四十七条、第四十八条、第五十四条及び第五十五条の規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第三

十 (同上)

(受験資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して二年以上になる者

イ 二 (同上)

ホ 税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士若しくは監査法人の業務の補助の事務

へ (同上)

二 五 (同上)

二 四 (同上)

(税理士業務を行う弁護士等)

第五十一条 (同上)

2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第一条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十八条まで、第四十一条から第四十一条の三まで、第四十三条前段、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第四十七条、第四十八条、第五十四条及び第五十五条の規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第三



十三条第三項及び第三十三条の二第三項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、「第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士である旨及び同条第三項の規定による通知をした弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務として同項の業務を行う場合にはこれらの法人の名称」とする。

3 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（これらの法人の社員（弁護士に限る。）の全員が、第一項の規定により国税局長に通知している法人に限る。）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、税理士業務を行う範囲において、第三十三条、第三十三條の二、第四十八條の十六（第三十九條の規定を準用する部分を除く。）、第四十八條の二十（税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く。）、第五十四條及び第五十五條の規定の適用については、税理士法人とみなす。

十三条第三項及び第三十三条の二第三項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、「第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士である旨及び同条第三項の規定による通知をした弁護士法人の業務として同項の業務を行う場合にはその法人の名称」とする。

3 弁護士法人（弁護士法に規定する社員の全員が、第一項の規定により国税局長に通知している法人に限る。）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人は、税理士業務を行う範囲において、第三十三条、第三十三條の二、第四十八條の十六（第三十九條の規定を準用する部分を除く。）、第四十八條の二十（税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く。）、第五十四條及び第五十五條の規定の適用については、税理士法人とみなす。

改正案	現行
<p>（業務） 第二十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 協会は、前項第三号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）を代理人とし、又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。）に委託するものとする。</p> <p>4（略）</p>	<p>（業務） 第二十条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 協会は、前項第三号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士（弁護士法人を含む。）を代理人とし、又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。）に委託するものとする。</p> <p>4（同上）</p>

改正案	現行
<p>（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）</p> <p>第十二条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。</p> <p>4～9（略）</p>	<p>（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）</p> <p>第十二条の三（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。</p> <p>4～9（同上）</p>

改正案	現行
<p>(信書の検査) 第二百二十七条 (略)</p> <p>2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。</p> <p>い。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下この款において同じ。）との間で発受する信書</p> <p>(信書の検査) 第二百二十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる信書については、前二項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第一号ハ及び第二号ロに掲げる信書について、留置施設の規律及び秩序</p>	<p>(信書の検査) 第二百二十七条 (同上)</p> <p>2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。</p> <p>い。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）との間で発受する信書</p> <p>(信書の検査) 第二百二十二条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 次に掲げる信書については、前二項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第一号ハ及び第二号ロに掲げる信書について、留置施設の規律及び秩序</p>

を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めらるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 被留置者が次に掲げる者から受ける信書

イ・ロ (略)

ハ 自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に關し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下この款において同じ。）

二 (略)

(信書の検査)

第二百七十条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる信書については、前二項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第一号ハ及び第二号ロに掲げる信書について、海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めらるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 海上保安被留置者が次に掲げる者から受ける信書

イ・ロ (略)

ハ 自己に対する海上保安留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に關し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めらるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 被留置者が次に掲げる者から受ける信書

イ・ロ (同上)

ハ 自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に關し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）

二 (同上)

(信書の検査)

第二百七十条 (同上)

2 (同上)

3 次に掲げる信書については、前二項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第一号ハ及び第二号ロに掲げる信書について、海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めらるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 海上保安被留置者が次に掲げる者から受ける信書

イ・ロ (同上)

ハ 自己に対する海上保安留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に關し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

(弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下この款において同じ。)

二  
(略)

(弁護士法人を含む。以下この款において同じ。)

二  
(同上)

改正案	現行
<p>第九十九条（略）</p> <p>（信書の検査）</p> <p>2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第四号に掲げる信書について、少年院の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 在院者が自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇に關し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（<u>弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。</u>第一百一条第二項において同じ。）との間で発受する信書</p> <p>3（略）</p>	<p>第九十九条（同上）</p> <p>（信書の検査）</p> <p>2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第四号に掲げる信書について、少年院の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一〜三（同上）</p> <p>四 在院者が自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇に關し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（<u>弁護士法人を含む。</u>第一百一条第二項において同じ。）との間で発受する信書</p> <p>3（同上）</p>

改正案	現行
<p>第九十三条（略）</p> <p>（信書の検査）</p> <p>2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果又は被観護在所者の保護事件若しくは刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 被観護在所者が自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が受けた観護処遇又は鑑別に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下この款において同じ。）から受ける信書</p> <p>3 （略）</p>	<p>第九十三条（同上）</p> <p>（信書の検査）</p> <p>2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、少年鑑別所の規律及び秩序を害する結果又は被観護在所者の保護事件若しくは刑事事件に関する証拠の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 被観護在所者が自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が受けた観護処遇又は鑑別に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）から受ける信書</p> <p>3 （同上）</p>



改 正 案	現 行
<p>（合名会社等の社員の第二次納税義務）</p> <p>第三十三条 合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社及び監査法人にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。</p>	<p>（合名会社等の社員の第二次納税義務）</p> <p>第三十三条 合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社及び監査法人にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。</p>

改正案	現行
<p>（納税義務者に対する調査の事前通知等） 第七十四条の九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 税務代理人 税理士法第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは税理士法人又は同法第五十一条第一項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（納税義務者に対する調査の事前通知等） 第七十四条の九（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 税務代理人 税理士法第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二（設立）に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人</p> <p>4～6（同上）</p>

改正案			現行					
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	
	一〇三十一（略）				一〇三十一（同上）			
	三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 （注）（略）				三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 （注）（同上）			
<p>(一) (三) (略)</p> <p>(四) 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二十条 第五条第一項（登録）の外国法事務弁護士の登録</p> <p>(五) (三十五) (略)</p>	登録件数	一件につき 六万円	<p>(一) (三) (同上)</p> <p>(四) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二十四条第一項（登録）の外国法事務弁護士の登録</p> <p>(五) (三十五) (同上)</p>	登録件数	一件につき 六万円	<p>(同上)</p> <p>(同上)</p>		

三十二の二～百六十 (略)

三十二の二～百六十 (同上)

改正案	現行
<p>（通関業の許可）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項の規定は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項の規定により弁護士が行う職務、同法第三十条の五の規定により弁護士法人が行う業務若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第七十一条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が行う業務又は弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により弁理士が行う業務若しくは同法第四十条の規定により特許業務法人が行う業務（同法第四条第二項第一号に掲げる事務に係るものに限る。）については、適用しない。</p>	<p>（通関業の許可）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>2～4（同上）</p> <p>5 第一項の規定は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項の規定により弁護士が行う職務若しくは同法第三十条の五の規定により弁護士法人が行う業務又は弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により弁理士が行う業務若しくは同法第四十条の規定により特許業務法人が行う業務（同法第四条第二項第一号に掲げる事務に係るものに限る。）については、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 弁護士が行う弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第三十条の二に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項又は第三十条の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）<u>第二条第四号に規定する外国法事務弁護士が行う同法第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条に規定する役務の提供、同法第二条第五号に規定する外国法事務弁護士法人が行う同法第五十九条に規定する役務の提供及び同法第二条第六号に規定する弁護士・外国法事務弁護士共同法人が行う弁護士法第三条第一項又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第七十一条に規定する役務の提供</u></p> <p>八 （略）</p> <p>2 10 （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。</p> <p>一 六 （同上）</p> <p>七 弁護士が行う弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第三十条の二に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項又は第三十条の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）<u>第二条第三号に規定する外国法事務弁護士が行う同法第三条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三に規定する役務の提供及び同法第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人が行う同法第五十条の五に規定する役務の提供</u></p> <p>八 （同上）</p> <p>2 10 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよ うな言動をしてはならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 貼り紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。</p> <p>六～八 （略）</p> <p>九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、こ</p>	<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよ うな言動をしてはならない。</p> <p>一～四 （同上）</p> <p>五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。</p> <p>六～八 （同上）</p> <p>九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しない</p>

れに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 (略)

2・3 (略)

よう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 (同上)

2・3 (同上)



改正案	現行
<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「債権管理回収業」とは、<u>弁護士</u>、<u>弁護士法人</u>又は<u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理及び回収を行う営業をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 債権回収会社は、債務者等が特定金銭債権に係る債務の処理を<u>弁護士</u>、<u>弁護士法人</u>若しくは<u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとった場合において、その旨の通知があったときは、正当な理由がないのに、債務者等に対し、訪問し又は電話をかけて、当該債務を弁済することを要求してはならない。</p> <p>9 (略)</p>	<p>(定義)                      第二条 (同上)</p> <p>2 この法律において「債権管理回収業」とは、<u>弁護士</u>又は<u>弁護士法人</u>以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理及び回収を行う営業をいう。</p> <p>3 (同上)</p> <p>第十八条 (同上)</p> <p>2～7 (同上)</p> <p>8 債権回収会社は、債務者等が特定金銭債権に係る債務の処理を<u>弁護士</u>又は<u>弁護士法人</u>に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとった場合において、その旨の通知があったときは、正当な理由がないのに、債務者等に対し、訪問し又は電話をかけて、当該債務を弁済することを要求してはならない。</p> <p>9 (同上)</p>

<p>2 (略)</p>	<p>(業務の委託及び債権譲渡の制限)</p> <p>第十九条 債権回収会社は、債権管理回収業に係る債権の管理又は回収を他の債権回収会社及び弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の者に委託してはならない。</p>
<p>2 (同上)</p>	<p>(業務の委託及び債権譲渡の制限)</p> <p>第十九条 債権回収会社は、債権管理回収業に係る債権の管理又は回収を他の債権回収会社及び弁護士又は弁護士法人以外の者に委託してはならない。</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 弁理士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁理士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒処分により、弁理士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分の日から三年を経過しないもの</p> <p>八 十 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。</p> <p>一 六 （同上）</p> <p>七 弁理士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁理士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒処分により、弁理士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分の日から三年を経過しないもの</p> <p>八 十 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることに鑑み、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外）の者であつて、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もつてより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>（情報提供の充実強化）</p> <p>第三条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、法による紛争の迅速かつ適切な解決に資するよう、裁判その他の法による紛争の解決のための制度を有効に利用するための情報及び資料のほか、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者の</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外）の者であつて、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もつてより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>（情報提供の充実強化）</p> <p>第三条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、法による紛争の迅速かつ適切な解決に資するよう、裁判その他の法による紛争の解決のための制度を有効に利用するための情報及び資料のほか、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合</p>

業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体（隣接法律専門職者が法律により設立を義務付けられている法人及びその法人が法律により設立を義務付けられている法人をいう。以下同じ。）の活動に関する情報及び資料が提供される態勢の充実強化が図られなければならない。

（連携の確保強化）

第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。第三十条第一項第十号及び第三十二条第三項において同じ。）を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。

（日本弁護士連合会等の責務）

第十条 日本弁護士連合会及び弁護士会は、総合法律支援の意義並びに弁護士の使命及び職務の重要性に鑑み、基本理念にのっとり、会員である弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人による協力体制の充実を図る等総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な支援をするよう努めるものとする。

会及び隣接法律専門職者団体（隣接法律専門職者が法律により設立を義務付けられている法人及びその法人が法律により設立を義務付けられている法人をいう。以下同じ。）の活動に関する情報及び資料が提供される態勢の充実強化が図られなければならない。

（連携の確保強化）

第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。第三十条第一項第十号及び第三十二条第三項において同じ。）を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。

（日本弁護士連合会等の責務）

第十条 日本弁護士連合会及び弁護士会は、総合法律支援の意義並びに弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、会員である弁護士又は弁護士法人による協力体制の充実を図る等総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な支援をするよう努めるものとする。

2 弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、総合法律支援の意義及び自らの職責に鑑み、基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努めるものとする。

3 (略)

(審査委員会)

第二十九条 (略)

2～4 (略)

5 理事長は、委員が支援センターの役員若しくは職員となったとき、又は第二項第一号から第三号までに規定する資格を失ったときは、当該委員を解任しなければならない。

6・7 (略)

8 理事長は、次に掲げる事項について決定をしようとするときは、審査委員会の議決を経なければならない。

一 契約弁護士等（支援センターとの間で、次条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をして  
いる弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く。）

二 (略)

2 弁護士及び弁護士法人は、総合法律支援の意義及び自らの職責にかんがみ、基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努めるものとする。

3 (同上)

(審査委員会)

第二十九条 (同上)

2～4 (同上)

5 理事長は、委員が支援センターの役員若しくは職員となったとき又は第二項第一号から第三号までに規定する資格を失ったときは、当該委員を解任しなければならない。

6・7 (同上)

8 理事長は、次に掲げる事項について決定をしようとするときは、審査委員会の議決を経なければならない。

一 契約弁護士等（支援センターとの間で、次条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をして  
いる弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く。）

二 (同上)

## (業務の範囲)

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一 次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。

イ (略)

ロ 弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの

二 (略)

三 特定援助対象者であつて、近隣に居住する親族がないことその他の理由により、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものを援助するため、自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施すること。

四〇六 (略)

七 弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事

## (業務の範囲)

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一 次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。

イ (同上)

ロ 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの

二 (同上)

三 特定援助対象者であつて、近隣に居住する親族がないことその他の理由により、弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものを援助するため、自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施すること。

四〇六 (同上)

七 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

務を取り扱わせること。

八・九 (略)

十 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

十一・十二 (略)

2・3 (略)

(支援センター等の義務等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第七号及び第八号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

4・6 (略)

八・九 (同上)

十 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

十一・十二 (同上)

2・3 (同上)

(支援センター等の義務等)

第三十二条 (同上)

2 (同上)

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第七号及び第八号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

4・6 (同上)



改正案	現行
<p>（弁護士職務経歴）</p> <p>第二条 最高裁判所は、判事補が経験多様化の一環として一定期間弁護士となつてその職務を経験することの必要性、これに伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、当該判事補の同意（第三項に規定する事項に係る同意を含む。）を得て、第七項に規定する雇用契約を締結しようとする弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士との間の取決めに基づき、期間を定めて、当該判事補が弁護士となつてその職務を行うものとすることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法務大臣は、検事が経験多様化の一環として一定期間弁護士となつてその職務を経験することの必要性、これに伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、当該検事の同意（第六項に規定する事項に係る同意を含む。）を得て、第七項に規定する雇用契約を締結しようとする弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士との間の取決めに基づき、期間を定めて、当該検事に弁護士となつてその職務を行わせることができる。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>7 第一項又は第四項の取決めににおいては、第三項又は前項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命されて第一項又は第四項の</p>	<p>（弁護士職務経歴）</p> <p>第二条 最高裁判所は、判事補が経験多様化の一環として一定期間弁護士となつてその職務を経験することの必要性、これに伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、当該判事補の同意（第三項に規定する事項に係る同意を含む。）を得て、第七項に規定する雇用契約を締結しようとする弁護士法人又は弁護士との間の取決めに基づき、期間を定めて、当該判事補が弁護士となつてその職務を行うものとすることができる。</p> <p>2・3 （同上）</p> <p>4 法務大臣は、検事が経験多様化の一環として一定期間弁護士となつてその職務を経験することの必要性、これに伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、当該検事の同意（第六項に規定する事項に係る同意を含む。）を得て、第七項に規定する雇用契約を締結しようとする弁護士法人又は弁護士との間の取決めに基づき、期間を定めて、当該検事に弁護士となつてその職務を行わせることができる。</p> <p>5・6 （同上）</p> <p>7 第一項又は第四項の取決めににおいては、第三項又は前項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命されて第一項又は第四項の</p>

規定により弁護士となつてその職務を行う者（以下「弁護士職務従事職員」という。）と弁護士職務従事職員を雇用する弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士（以下「受入先弁護士法人等」という。）との間の雇用契約（第四条第二項ただし書に規定する承認に係る事項の定めを含む。）の締結、当該受入先弁護士法人等における勤務条件、第一項又は第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う期間（以下「弁護士職務従事期間」という。）、これらの規定により弁護士となつてその職務を経験すること（以下「弁護士職務経験」という。）の終了に関する事項その他これらの規定により弁護士となつてその職務を行うものとし又は行わせるに当たつて合意しておくべきものとして判事補については最高裁判所規則で、検事については法務省令で定める事項を定めるものとする。

8 (略)

(弁護士の業務への従事)

第四条 (略)

2 弁護士職務従事職員は、前項の規定により従事する弁護士の業務のうち当事者その他関係人から依頼を受けて行う事務については、当該受入先弁護士法人等が弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である場合にあっては当該弁護士法人又は当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人が当事者その他関係人から委託を受けた事務を行い、当該受入先弁護士法人等が弁護士である場合にあっては当該弁護士と共同して当事者その他関係人から依頼を受けてその事務を行うものとする。ただし

規定により弁護士となつてその職務を行う者（以下「弁護士職務従事職員」という。）と弁護士職務従事職員を雇用する弁護士法人又は弁護士（以下「受入先弁護士法人等」という。）との間の雇用契約（第四条第二項ただし書に規定する承認に係る事項の定めを含む。）の締結、当該受入先弁護士法人等における勤務条件、第一項又は第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う期間（以下「弁護士職務従事期間」という。）、これらの規定により弁護士となつてその職務を経験すること（以下「弁護士職務経験」という。）の終了に関する事項その他これらの規定により弁護士となつてその職務を行うものとし又は行わせるに当たつて合意しておくべきものとして判事補については最高裁判所規則で、検事については法務省令で定める事項を定めるものとする。

8 (同上)

(弁護士の業務への従事)

第四条 (同上)

2 弁護士職務従事職員は、前項の規定により従事する弁護士の業務のうち当事者その他関係人から依頼を受けて行う事務については、当該受入先弁護士法人等が弁護士法人である場合にあっては当該弁護士法人が当事者その他関係人から委託を受けた事務を行い、当該受入先弁護士法人等が弁護士である場合にあっては当該弁護士と共同して当事者その他関係人から依頼を受けてその事務を行うものとする。ただし、当該受入先弁護士法人等が個別に承認した事務については、前項の雇用契約に基づ

、当該受入先弁護士法人等が個別に承認した事務については、同項の雇用契約に基づいて、単独で当事者その他関係人から依頼を受けてその事務を行うことができる。

いて、単独で当事者その他関係人から依頼を受けてその事務を行うことができる。

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第九百四十三条  次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の第二十項及び第六十六条の四十第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百零二号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の十三第二項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第九百四十三条  次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の第二十項及び第六十六条の四十第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百零二号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第</p>

(昭和二十五年法律第二百二十八号) 第四十条の二第六項、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号) 第十一条第九項、行政書士法(昭和二十六年法律第四号) 第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号) 第二十五条第二項(同法第五十九条において準用する場合を含む。)、及び第百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項(同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号) 第八十七条の四第四項、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号) 第十五条第六項(同法第十九条の六において準用する場合を含む。)、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号) 第五十五条第五項、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号) 第九十一条の四第四項、技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号) 第十六条第八項、農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号) 第四十八条の三第五項(同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号) 第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号) 第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法(平成七年法律第五十五号) 第六十七条の二及び第二百二十七条第三項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号) 第九十四条第四項、弁理士法(平成十二年法律第四十九号) 第五十三条の二第六項、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号) 第九十六条の二第四項、信託業法第五十七条第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三

十一条第九項、行政書士法(昭和二十六年法律第四号) 第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号) 第二十五条第二項(同法第五十九条において準用する場合を含む。)、及び第百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項(同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号) 第八十七条の四第四項、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号) 第十五条第六項(同法第十九条の六において準用する場合を含む。)、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号) 第五十五条第五項、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号) 第九十一条の四第四項、技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号) 第十六条第八項、農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号) 第四十八条の三第五項(同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号) 第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号) 第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法(平成七年法律第五十五号) 第六十七条の二及び第二百二十七条第三項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号) 第九十四条第四項、弁理士法(平成十二年法律第四十九号) 第五十三条の二第六項、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号) 第九十六条の二第四項、信託業法第五十七条第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三号並びに資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第二十条第四項、第六十一条第七項及び第六十三条

条並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十条第四項、第六十一条第七項及び第六十三条の二十第七項（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三（略）

の二十第七項（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三（同上）

改正案	現行
<p>（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。</p> <p>6～9（略）</p> <p>10 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、弁護士・外国事務弁護士共同法人、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産等が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合</p> <p>第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項（当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに限る。）</p>	<p>（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）</p> <p>第三十三条（同上）</p> <p>2～4（同上）</p> <p>5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。</p> <p>6～9（同上）</p> <p>10 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産等が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項（当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに限る。）</p>

11 次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一～四 (略)

五 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

第二百七条 (略)

2～8 (略)

9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一～三 (略)

四 現物出資財産について定められた第九十九条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物出資財産の価額

五 (略)

10 次に掲げる者は、前項第四号に規定する証明をすることができない。

一～三 (略)

四 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

11 次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一～四 (同上)

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

第二百七条 (同上)

2～8 (同上)

9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一～三 (同上)

四 現物出資財産について定められた第九十九条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物出資財産の価額

五 (同上)

10 次に掲げる者は、前項第四号に規定する証明をすることができない。

一～三 (同上)

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの



第二百八十四条 (略)

2～8 (略)

9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一～三 (略)

四 現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合  
当該証明を受けた現物出資財産の価額

五 (略)

10 次に掲げる者は、前項第四号に規定する証明をすることができない。

一～三 (略)

四 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

(費用等の請求)

第八百五十二条 責任追及等の訴えを提起した株主等が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及等の訴えに係る訴訟に關し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法

第二百八十四条 (同上)

2～8 (同上)

9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一～三 (同上)

四 現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合  
当該証明を受けた現物出資財産の価額

五 (同上)

10 次に掲げる者は、前項第四号に規定する証明をすることができない。

一～三 (同上)

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

(費用等の請求)

第八百五十二条 責任追及等の訴えを提起した株主等が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及等の訴えに係る訴訟に關し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁

人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社等に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

2・3 (略)

(欠格事由)

第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の第二十項及び第六十六条の四十第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項並びに外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第六十七条第二項、第八十条第一項及び第八十二条第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第五十

護士法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社等に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

2・3 (同上)

(欠格事由)

第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の第二十項及び第六十六条の四十第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の十三第二項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二

五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（第四十条の二第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。））、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十六条第八項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の三第五項（同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法（平成七年法律第五号）第六十七条の二及び第二百七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第九十四条第四項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十六

十五年法律第九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十六条第八項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の三第五項（同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法（平成七年法律第五号）第六十七条の二及び第二百七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第九十四条第四項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十六条の二第四項、信託業法第五十七

条の二第四項、信託業法第五十七条第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三条並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十条第四項、第六十一条第七項及び第六十三条の二十第七項（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三（略）

条第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三条並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十条第四項、第六十一条第七項及び第六十三条の二十第七項（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三（同上）

改正案	現行
<p>（金銭以外の財産の抛出）            第三百三十七条（略）            2～8（略）</p> <p>9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 現物抛財産について定められた第三百三十二条第一項第二号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物抛財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物抛財産の価額</p> <p>四（略）</p> <p>10 次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの</p>	<p>（金銭以外の財産の抛出）            第三百三十七条（同上）            2～8（同上）</p> <p>9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 現物抛財産について定められた第三百三十二条第一項第二号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物抛財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物抛財産の価額</p> <p>四（同上）</p> <p>10 次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。</p> <p>一～三（同上）</p> <p>四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの</p>

<p>(費用等の請求)</p> <p>第二百八十二条 責任追及の訴えを提起した社員が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該一般社団法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(費用等の請求)</p> <p>第二百八十二条 責任追及の訴えを提起した社員が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該一般社団法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。</p> <p>2・3 (同上)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（支給の申請）</p> <p>第九条 被害回復給付金の支給を受けようとする者は、支給申請期間内に、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、検察官に申請をしなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 控除対象額（支給対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、その填補又は賠償がされた場合（当該支給対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該填補又は賠償がされた場合に限る。）における当該填補額及び賠償額を合算した額をいう。以下同じ。）</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定による申請その他この法律に基づく手続を代理人によりしようとする者は、法定代理人により手続をしようとする場合を除き、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）を代理人としなければならない。</p> <p>（被害回復事務管理人の選任等）</p>	<p>（支給の申請）</p> <p>第九条 被害回復給付金の支給を受けようとする者は、支給申請期間内に、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、検察官に申請をしなければならない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 控除対象額（支給対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、そのてん補又は賠償がされた場合（当該支給対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は賠償がされた場合に限る。）における当該てん補額及び賠償額を合算した額をいう。以下同じ。）</p> <p>四（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 前二項の規定による申請その他この法律に基づく手続を代理人によりしようとする者は、法定代理人により手続をしようとする場合を除き、弁護士（弁護士法人を含む。）を代理人としなければならない。</p> <p>（被害回復事務管理人の選任等）</p>

<p>2 (略)</p> <p>第二十二條 檢察官は、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）の中から、一人又は数人の被害回復事務管理人を選任し、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>一 第七條第三項又は第十九條第三項の規定による通知に関する事務</p> <p>二 第十條又は第十一條（これらの規定を第二十條において準用する場合を含む。）の規定による裁定のための審査に関する事務</p> <p>三 第十三條（第二十條において準用する場合を含む。）の規定による裁定表の作成又は第十四條第三項（第十五條第三項及び第十六條第三項（これらの規定を第二十條において準用する場合を含む。）並びに第二十條において準用する場合を含む。）若しくは第二十六條第三項の規定による裁定表への記載に関する事務</p> <p>四 その他法務省令で定める事務（第四十條第一項各号に掲げる処分、決定及び裁定を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(被害回復事務管理人の秘密保持義務等)</p> <p>第二十七條 被害回復事務管理人（弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である場合には、その社員又は使用人である弁護士であつて被害回復事務を行うもの。以下この条において同じ。）又は被害回復事務管理人であつた者は、被害回復事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>第二十二條 檢察官は、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）の中から、一人又は数人の被害回復事務管理人を選任し、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>(被害回復事務管理人の秘密保持義務等)</p> <p>第二十七條 被害回復事務管理人（弁護士法人である場合には、その社員又は使用人である弁護士であつて被害回復事務を行うもの。以下この条において同じ。）又は被害回復事務管理人であつた者は、被害回復事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>2 (同上)</p>	<p>2 (同上)</p>



改正案	現行
<p>（費用又は報酬の支弁等）</p> <p>第二十四条 前条第五項又は第六項の規定による異議に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき、又は<sup>（傍線部分）</sup> 弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（費用又は報酬の支弁等）</p> <p>第四十五条 第四十条、第四十一条又は前条の規定による請求に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき、又は<sup>（傍線部分）</sup> 弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（費用又は報酬の支弁等）</p> <p>第二十四条 前条第五項又は第六項の規定による異議に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は<sup>（傍線部分）</sup> 弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（費用又は報酬の支弁等）</p> <p>第四十五条 第四十条、第四十一条又は前条の規定による請求に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は<sup>（傍線部分）</sup> 弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。</p> <p>2 （同上）</p>

(費用又は報酬の支弁等)

第六十一条 第五十九条第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき、又は弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

2  
(略)

(費用又は報酬の支弁等)

第六十一条 第五十九条第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

2  
(同上)

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第三十一条関係）

※ 「現行」は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）附則第十一条による改正後の規定

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。            一 四十三 (略)</p> <p>四十四 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人（外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）            四十五 四十八 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)            第二条 (同上)</p> <p>2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。            一 四十三 (同上)</p> <p>四十四 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人（外国法事務弁護士法人を含む。）            四十五 四十八 (同上)</p> <p>3 (同上)</p>

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百六号）（附則第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（訴訟手当金の支給）</p> <p>第七条 特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人が、確定判決等に係る訴訟又は和解若しくは調停に関し、特定B型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査に要する費用として厚生労働省令で定めるものを支出したとき、又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給する。</p> <p>2 訴訟手当金の額は、前項に規定する厚生労働省令で定める費用に係るものにあつては当該検査に通常要する費用を考慮して厚生労働省令で定める額とし、<u>弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に支払うべき報酬に係るものにあつては当該者に支給される特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額に百分の四を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 第三条第二項及び第三項の規定は訴訟手当金の支給について、<u>第五条の規定は訴訟手当金の支給の請求について、それぞれ準用する。</u></p>	<p>（訴訟手当金の支給）</p> <p>第七条 特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人が、確定判決等に係る訴訟又は和解若しくは調停に関し、特定B型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査に要する費用として厚生労働省令で定めるものを支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給する。</p> <p>2 訴訟手当金の額は、前項に規定する厚生労働省令で定める費用に係るものにあつては当該検査に通常要する費用を考慮して厚生労働省令で定める額とし、<u>弁護士又は弁護士法人に支払うべき報酬に係るものにあつては当該者に支給される特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額に百分の四を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 第三条第二項及び第三項の規定は訴訟手当金の支給について、<u>第五条の規定は訴訟手当金の支給の請求について準用する。</u></p>